

(中間報告 (案))

高岡市男女平等推進プラン (第2次) 後期事業計画

— 男女が一緒になって活躍できる社会 —
を目指して

2022 (令和4) 年度～2026 (令和8) 年度

高岡市男女平等推進市民委員会

目次

第1章 後期事業計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	後期事業計画の基本的な考え方	1
3	市の取り組み、県の動き、国の動き	2
	(1) 市の取り組み	2
	(2) 県の動き	2
	(3) 国の動き	3
4	社会状況の変化	6
5	市民への意識実態調査結果	9
6	前期計画期間における成果指標の推進状況	25
7	前期期間における主な取り組み及び課題	26
8	後期事業計画策定の視点	30

第2章 後期事業計画の内容

1	男女平等推進プランの体系	33
2	計画の内容（事業計画）	34

第1章 後期事業計画の概要

第1章 後期事業計画の概要

1 後期事業計画策定の趣旨

高岡市では、男女平等・共同参画社会の実現に向け、平成19年度に「高岡市男女平等推進プラン（計画期間：2007（平成19）年度～2016（平成28）年度）」を策定しました。また、平成28年度に「高岡市男女平等推進プラン（第2次）」（計画期間：2017（平成29）年度～2026（令和8）年度）」を策定し、「男女が一緒になって活躍できる社会」を目指して男女共同参画の実現と推進に取り組んできました。

高岡市男女平等推進プランでは、事業計画について、平成29年度から令和3年度までの5年間を前期計画期間とし、前期計画終了時（令和3年度）において、これまでの成果、課題等を踏まえ、次の5年間（令和4年度から令和8年度）を後期計画期間と位置付け、新たな事業計画を策定することとしています。

今日的な社会経済情勢の変化や国の第5次男女共同参画計画、富山県民男女共同参画計画（第4次）、男女平等推進センター相談室における相談状況、本市が実施した「男女平等・共同参画に関する市民意識実態調査」などから得られる市民ニーズに対応し、高岡市総合計画・実施計画とも整合性を図りながら、重点的に取り組むべき事業を明らかにするため、後期事業計画を策定します。

2 後期事業計画の基本的な考え方

現行のプランでは、「男女が一緒になって活躍できる社会」を目指して、4つの基本目標、11の重点課題、24の施策の方向から取り組むこととしています。

プランの計画期間は、2017（平成29）年度～2026（令和8）年度としていることから、基本目標、重点課題及び施策の方向を継承し、事業計画について見直しを行いました。計画期間は令和4年度から令和8年度としています。

また、2026（令和8）年度までに達成を目指す成果指標を新たに設定するとともに、推進状況を把握するための参考指標を見直しました（成果指標数：16、参考指標数：27）。

3 市の取り組み、県の動き、国の動き

(1) 市の取り組み

平成 17 年 11 月、旧高岡市と旧福岡町が合併し、新「高岡市」がスタートしました。以降、本市においては、平成 20 年 1 月に策定した「高岡市男女平等推進プラン」に基づき、男女平等・共同参画社会実現のための取り組みを進めてまいりました。

同年 9 月には、「男女平等・共同参画都市宣言」を制定し、市民・事業者等と行政が一体となって男女平等・共同参画社会の実現を進める姿勢を市の内外に発信しました。

平成 24 年 2 月には、高岡市男女平等推進プランの前期計画期間終了に伴い、事業計画を見直して「男女平等推進プラン後期事業計画」を策定しました。また、あわせて「高岡市DV対策基本計画」を策定し、暴力を許さない社会の実現に向け、様々な施策に取り組んでいます。

平成 24 年 4 月からは男女平等推進センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を設置することにより、DV被害者に対する支援の迅速化、強化を図りました。

また、同年 9 月には仕事と生活の調和の実現に向けて取り組みを住民・地域・事業所に広めるため、「高岡市ワーク・ライフ・バランス推進指針」と「高岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度」を策定しました。

そして、仕事と子育てを両立しやすい組織風土の醸成を推し進めるため、平成 28 年 4 月から市長をはじめ所属長以上の職員が「イクボス宣言」を行い、取り組みを広げています。

平成 29 年 2 月には、これまでの成果や今日的な社会情勢などをふまえ「高岡市男女平等推進プラン」の内容を見直し「高岡市男女平等推進プラン（第 2 次）」を策定し、また、あわせて「高岡市DV対策基本計画」を策定し様々な施策に取り組んでいます。

(2) 県の動き

富山県においては、平成 30 年 3 月に策定した「富山県民男女共同参画計画（第 4 次）」に基づき、男女共同参画の促進のための施策を総合的に進めています。

平成 27 年 8 月には、とやまの女性が様々な分野で持てる力を十分に発揮し活躍できるよう、女性活躍推進に向けた環境づくりを進めるため、「富山県女性の活躍推進連携協議会」が設置・開催されました。

また、令和 3 年 3 月には、これまでの法改正や県内のDV被害の現状などを踏まえ「富山県DV対策基本計画（第 4 次）」を策定し、DVの未然防止や被害者支援対策の充実を図り、暴力のない社会の実現を目指した取り組みを進めています。

(3) 国の動き

「高岡市男女平等推進プラン（第2次）」を策定した平成29年以降、国においては次のような取り組みが進められました。

○ 第5次男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和2年12月25日に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

第5次男女共同参画基本計画の構成等は次のとおりです。

1. 目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

2. 施策の基本的方向と具体的な取組の構成

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第3分野 地域における男女共同参画の推進

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第7分野 生涯を通じた健康支援

第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

3. 基本的な視点及び取り組むべき事項

- ① あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映する。
- ② 指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代には 30%程度となるよう取組を進め、2030 年代には、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指す。
- ③ 男女共同参画や女性活躍の視点を職場・企業のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要であり、幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む。
- ④ 男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護を両立できる環境の整備に取り組む。
- ⑤ AI、IoT 等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む。
- ⑥ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。
- ⑦ 多様な困難を抱える女性等に対する支援により、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。
- ⑧ 男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画を進める。
- ⑨ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する。
- ⑩ ①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要。

○SDGs（持続可能な開発目標） ジェンダー平等の実現

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で記載された SDGs（持続可能な開発目標）は、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会をめざし、国際社会が一致して取組を進めています。

我が国では、令和 12（2030）年までに国内外において SDGs を達成するための中長期的な国家戦略として、令和元（2019）年 12 月に「SDGs 実施指針改定版」が策定されました。その中では、8 つの優先課題の 1 番目に「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」が位置付けられているほか、ジェンダー平

等については、全ての課題への取組において主流化する必要のある分野横断的課題として取組を推進していくこととされています。

○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずることを定めた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成30年6月に制定されました。

○女性活躍推進法の成立と改正

平成27年8月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が制定されました。女性の活躍促進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、従業員300人を超える民間企業等）に義務付けられました。また、令和元年5月の一部改正により一般事業主行動計画の策定義務の対象事業主の拡充（常時雇用する労働者が101～300人の事業主を新たに義務付け）や事業主（常時雇用する労働者が301人以上）が公表する女性の活躍に関する情報公表の強化等が計られるとともに、ハラスメントの対策強化が行われました。

○防災・復興ガイドラインの策定

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じており、こうした観点から令和2年5月「災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府男女共同参画局)が策定されました。「防災基本計画」「男女共同参画基本計画」「避難所運営ガイドライン」等において、防災に関する政策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画拡大や、避難所運営における女性の参画推進などが定められていることを踏まえ、ガイドラインにおいて地方自治体が女性の視点から災害対応を進める際に参照できるよう、「平常時の備え」「初動段階」「避難生活」「復旧・復興」の各段階の取り組むべき事項を示しています。

4 社会状況の変化

人口の推移

令和2年12月31日現在の総人口は16万8,915人（女性87,014人、男性81,901人 外国籍市民を含む）となっており、外国人登録者数は3,613人です。平成17年11月の新市誕生以来、本市の人口は減少を続けており、今後も人口は減少を続けるものと見込まれています。

また、老年人口の割合は増加し、年少人口と生産年齢人口の割合は低下すると予測されており、少子化・高齢化の進行が懸念されます。

高岡市の総人口と総世帯数

単位：人

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	182,822	177,326	174,876	168,915	161,299
年少人口 (0～14歳)	23,226 (12.7%)	21,626 (12.2%)	19,854 (11.4%)	18,025 (10.7%)	16,144 (10.0%)
生産年齢人口 (15～64歳)	116,381 (63.7%)	108,165 (61.0%)	100,218 (57.3%)	94,450 (55.9%)	87,712 (54.4%)
老年人口 (65歳以上)	43,215 (23.6%)	47,535 (26.8%)	54,804 (31.3%)	56,440 (33.4%)	57,443 (35.6%)
総世帯数	61,666	63,526	66,462	68,925	—
1世帯当たり 人員	2.96	2.79	2.63	2.45	—

※ 令和7年は推計人口

資料：高岡市統計書（H17, 22, 27, R2年）

国立社会保障・人口問題研究所（R7年）

合計特殊出生率の推移

未婚化、晩婚化、晩産化の進行により、全国的に合計特殊出生率が低下しています。全国の合計特殊出生率は昭和50年に2.0を下回って以降低下傾向にあり、平成17年には過去最低である1.26まで落ち込んでいます。その後は微増ではあるものの上昇に転じており、令和2年は1.34となっています。令和2年の富山県の合計特殊出生率は1.48で全国平均を上回る状況です。

働き方、職場での男女の状況

女性雇用形態別就業者数及び比率の推移

富山県

単位：千人

	平成9年度	平成14年度	平成19年度	平成24年度	平成29年度
女性雇用者	224	215	229	227	232
うちパート・アルバイト	64	70	77	83	86
構成比	28.6%	32.6%	33.6%	36.6%	37.1%

国

単位：千人

	平成9年度	平成14年度	平成19年度	平成24年度	平成29年度
女性雇用者	21,867	22,531	24,460	25,049	26,672
うちパート・アルバイト	8,254	9,337	9,961	10,744	11,370
構成比	37.7%	41.4%	40.7%	42.9%	42.6%

資料：総務省統計局「就業構造基本調査」

女性管理職の割合

企業規模が30人以上の民間企業における女性管理職の割合は増加していますが、男性と比較するとまだ大きな差があります。また、職階が上がるにつれて女性比率は少なくなっています。

役職別管理職に占める女性の割合の推移

	平成23年度	平成25年度	平成27年度	平成29年度	令和2年度
課長相当職以上	6.8%	6.6%	7.8%	8.9%	9.7%
部長職	4.5%	3.6%	4.3%	5.4%	6.2%
課長職	5.5%	6.0%	7.0%	8.6%	10.1%
係長職	11.9%	12.7%	13.9%	14.5%	17.9%

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

男女平等推進センター相談室から見える市民ニーズ

男女平等推進センターでは、相談事業を実施しています。相談室に配偶者暴力相談支援センターの機能を整備しており、相談件数は近年減少傾向にあります。

相談室に多く寄せられる相談は「DV」、「生き方」、「家庭不和」、「夫婦の問題」に関するものです。DVに関する相談が特に多く、全体の6割を占めています。

男女平等推進センター相談の受付状況（主訴別、延べ件数）

	全相談件数	DV	生き方	家庭不和	夫婦の問題
平成29年度	3,030件	1,712件 (56.5%)	409件 (13.5%)	143件 (4.7%)	100件 (3.3%)
平成30年度	2,648件	1,607件 (60.7%)	318件 (12.0%)	139件 (5.2%)	147件 (5.6%)
令和元年度	2,390件	1,510件 (63.2%)	241件 (10.1%)	178件 (7.4%)	69件 (2.9%)
令和2年度	1,877件	1,134件 (60.4%)	203件 (10.8%)	214件 (11.4%)	56件 (3.0%)

5 市民への意識実態調査結果

令和3年7月実施

調査対象 無作為に抽出した市内に居住する20歳以上79歳以下 1,300人

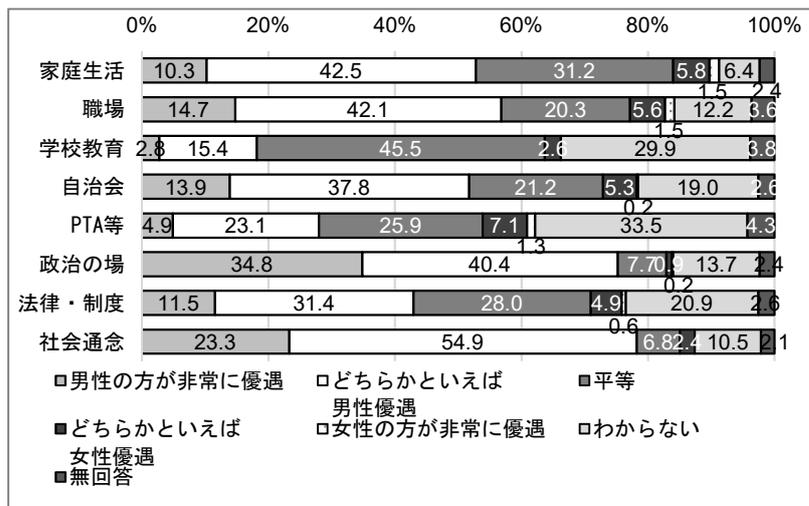
回答数 468人 回答率 36.0%

○男女の地位の平等感

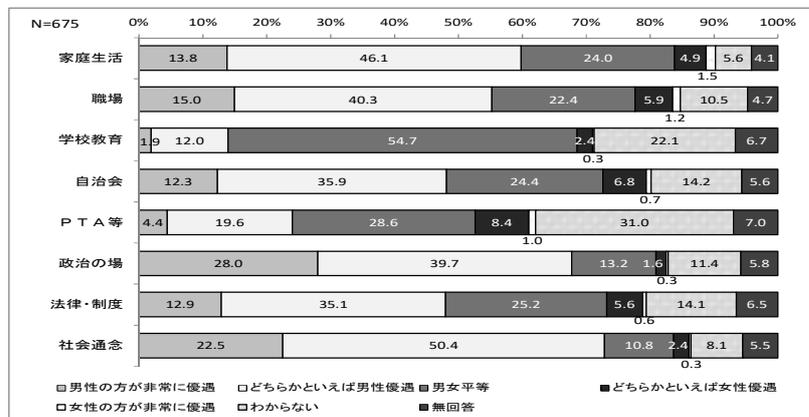
男女は平等であるという意識は、「学校教育」の場においては浸透しています。しかしながら、いずれの項目でも女性より男性に優遇されているという回答の割合が高くなっています。

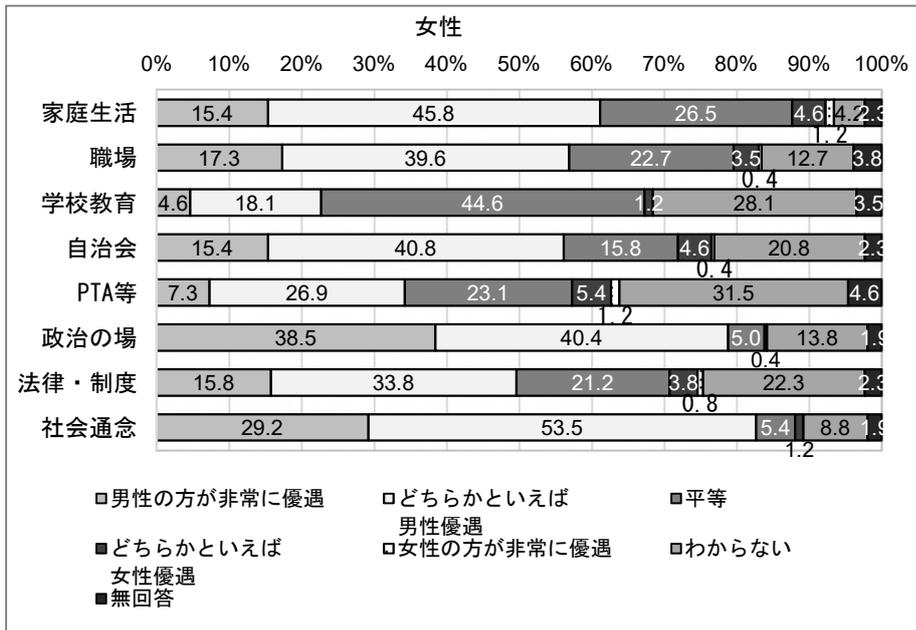
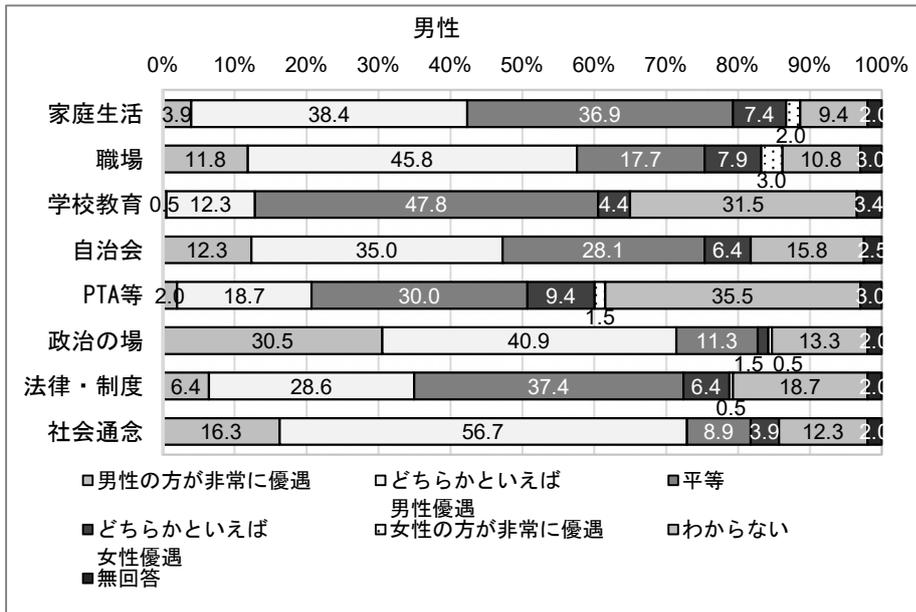
男女別の回答は、「職場」以外の項目で「男性が優遇されている」（男性が非常に優遇、どちらかといえば男性優遇）と回答した人の割合が男性より女性が高く、男女の意識の差が特に大きい項目は「家庭生活」「法律・制度」となっています。

男女の平等感の概況



前回調査（平成27年度実施）





○「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に

賛成・反対の人の割合

性別	賛成・どちらかといえば賛成	反対・どちらかといえば反対
男性	29.1%	36.9%
女性	16.2%	47.3%
その他	50.0%	0.0%
回答したくない	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%
	全体 21.8%	全体 42.3%

○「男性も女性も家事や育児に参加するほうがよい」という考え方に

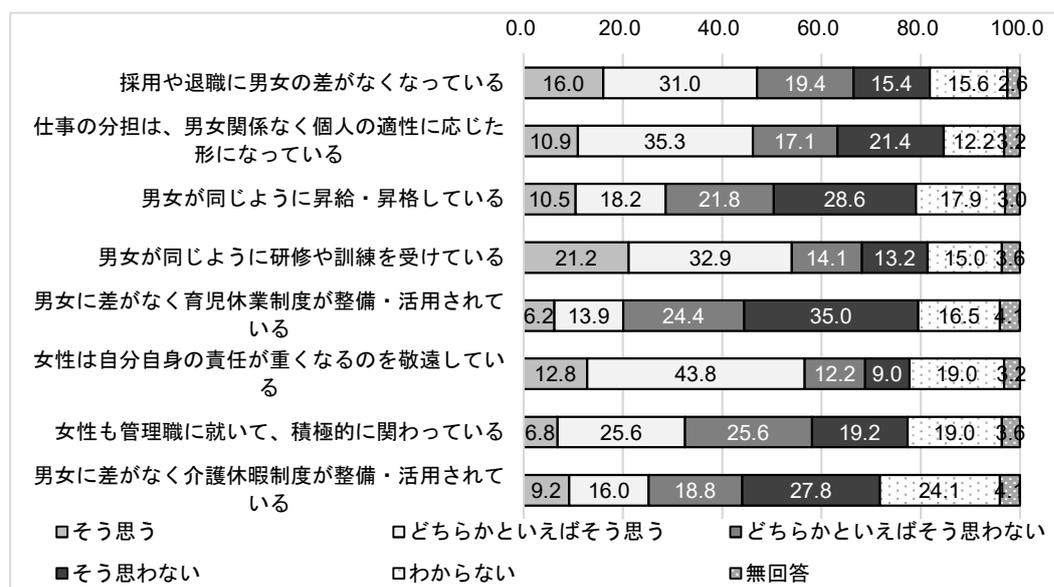
賛成・反対の人の割合

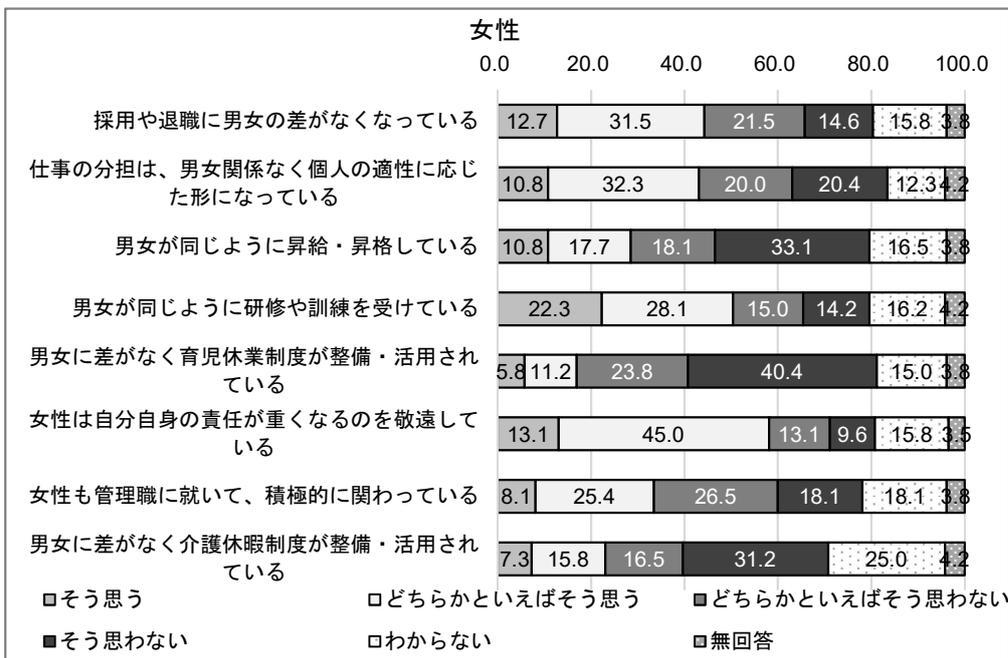
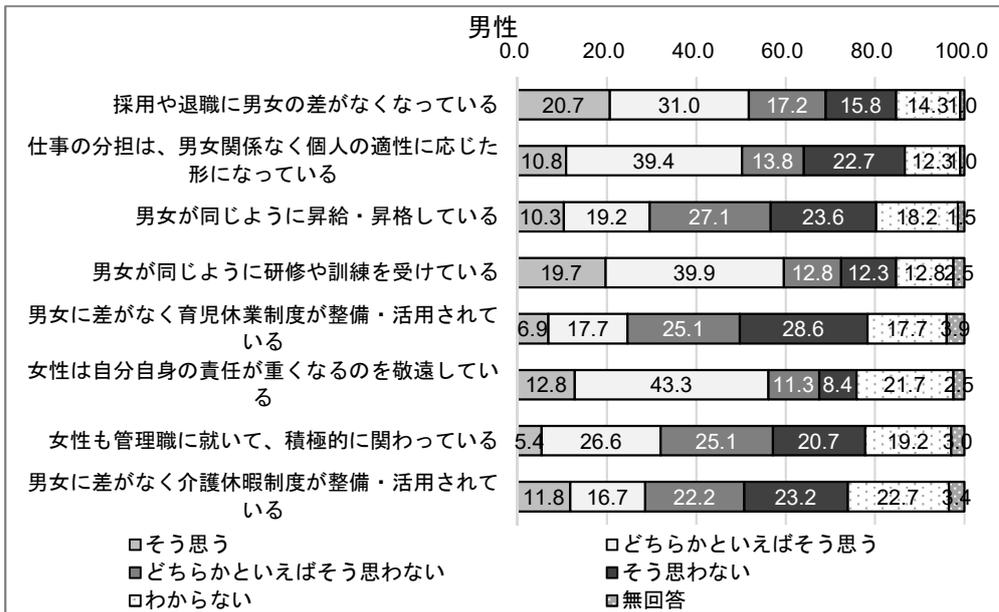
性別	賛成・どちらかといえば賛成	反対・どちらかといえば反対
男性	83.3%	1.5%
女性	92.3%	6.9%
その他	100.0%	0.0%
回答したくない	100.0%	0.0%
無回答	0.0%	50.0%
	全体 88.0%	全体 4.1%

○就業・就労の場での男女の平等感

採用や退職、仕事の分担、研修や訓練は、男女の差がなくなっています。一方で昇給や昇格、管理職に就くことについては平等感が低い傾向にあります。

男女それぞれの回答では、「男女に差がなく育児休業制度が整備・活用されている」については、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が男性は53.7%、女性64.2%でその差が大きくなっています。





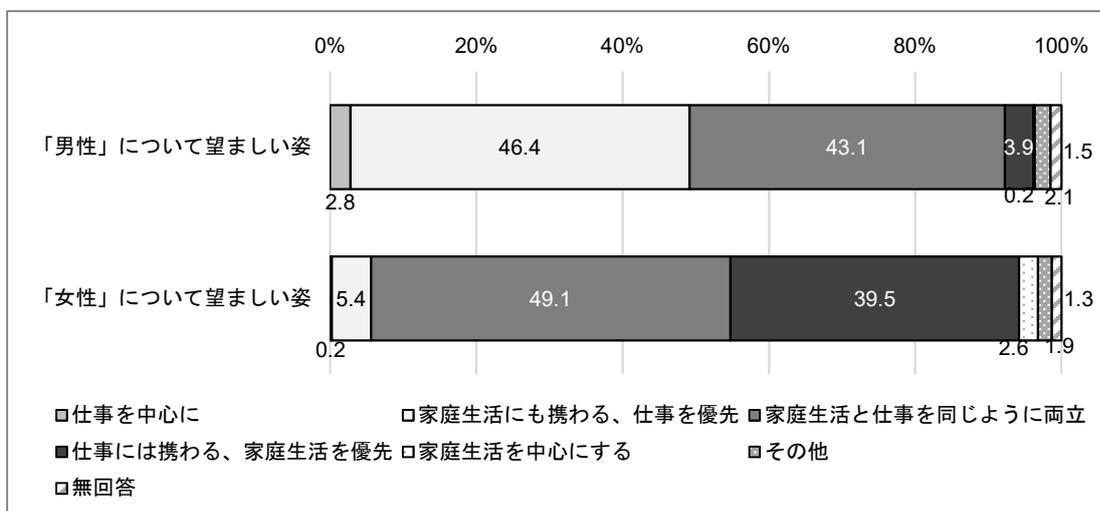
○仕事と生活の望ましいあり方に関する意識

女性の望ましい仕事と家庭生活については、「家庭生活と仕事を同じように両立させる」という回答がおよそ半数の49.1%を占めています。前回の調査では、21.3%だったことから、女性が仕事に関わることへの意識が高くなっていることが伺えます。

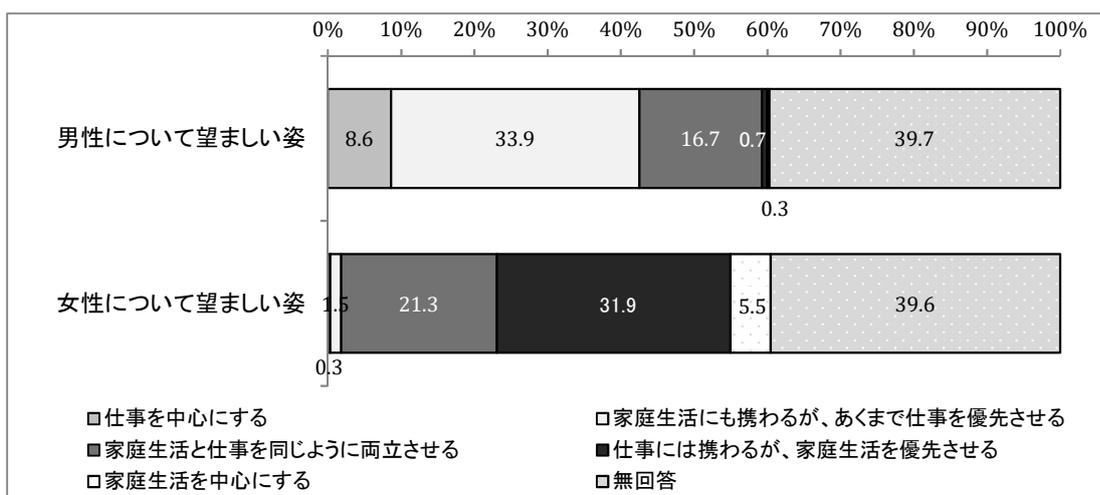
男性については、仕事を優先とする回答（仕事を中心2.8%、家庭生活にも携わるがあくまで仕事を優先46.4%）が約半数を占めています。

実際の状況では、男性は仕事を優先とする回答が半数（55.9%）を占め、女性は仕事には携わるが家庭を優先するとの回答が多くなっています（25.8%）。

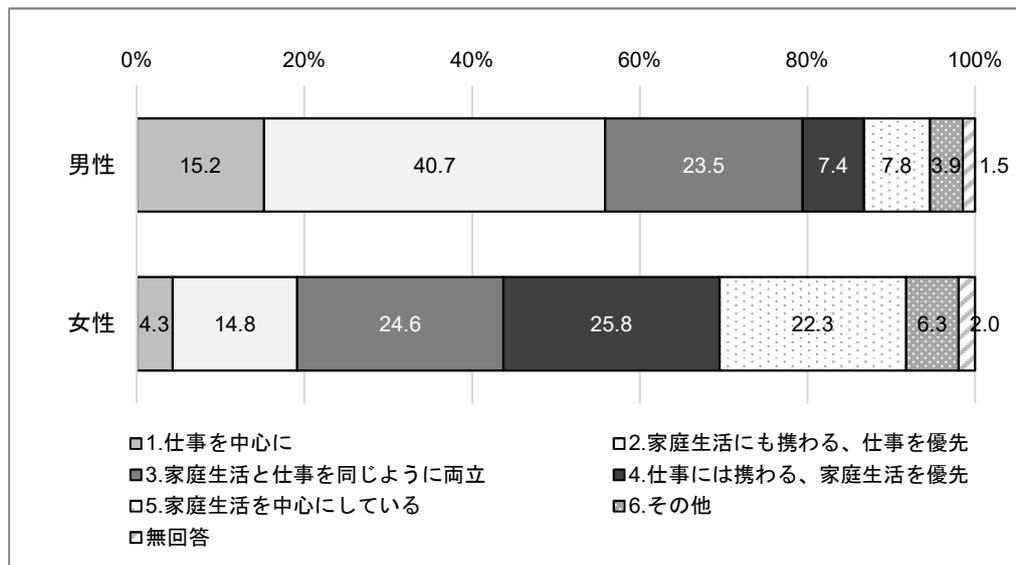
仕事と家庭生活の望ましいあり方



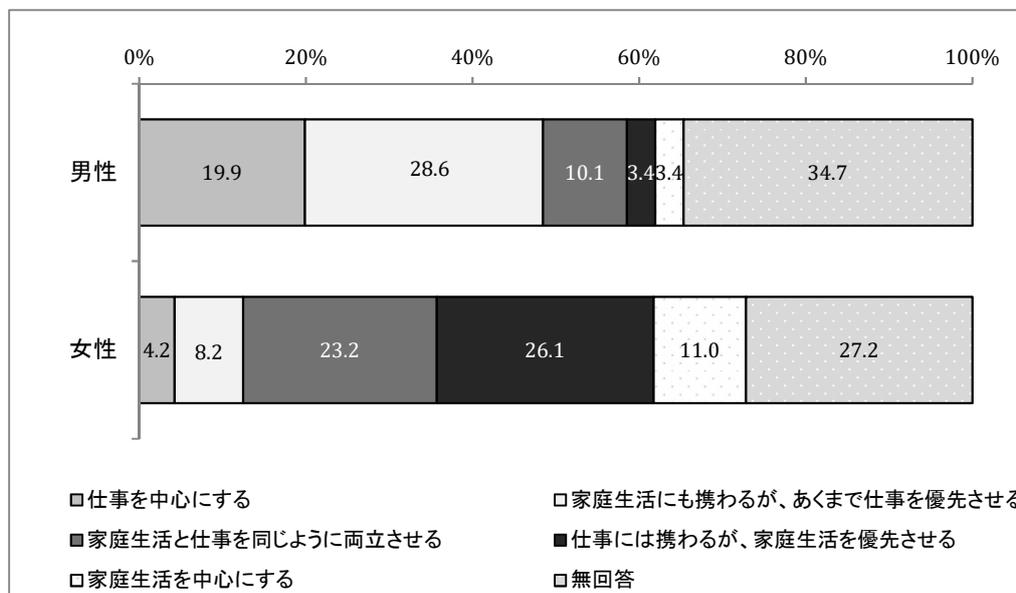
前回調査（平成27年度実施）



実際の「仕事と生活のあり方」



前回調査（平成 27 年度実施）



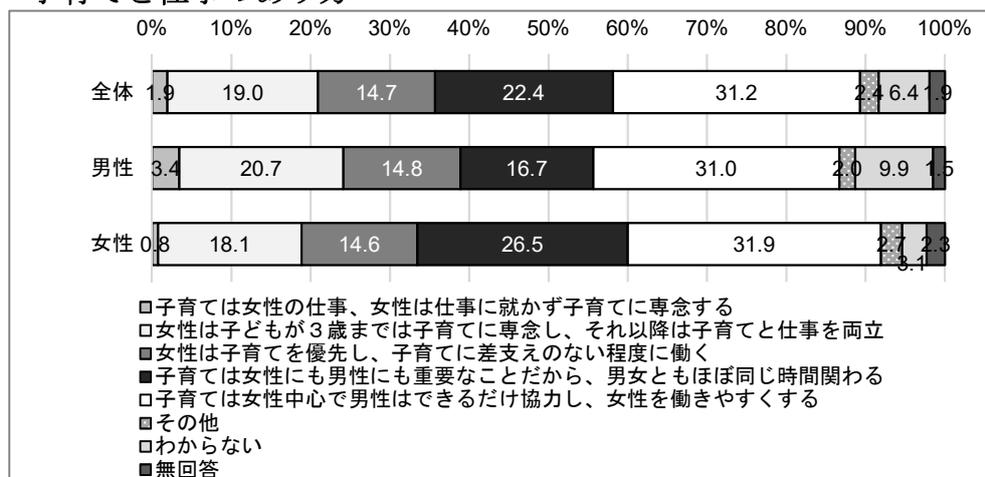
○子育てと仕事の両立に対する意識

全体では、子育ては「女性中心で男性はできるだけ協力する」(31.2%)「女性にも男性にも重要なこと、ほぼ同じ時間関わる」(22.4%)「女性は子供が3歳までは子育てに専念し、それ以降は子育てと仕事を両立」(19.0%)の順になっています。

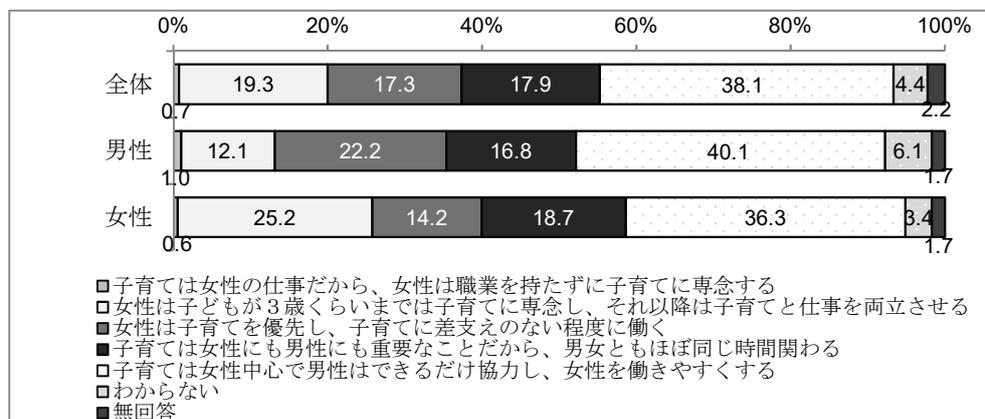
前回の調査に比べ、男性の回答は「女性は子育てを優先し、子育てに支障のない程度働く」が22.2%から14.8%に、「子育ては女性中心で男性はできるだけ協力し女性が働きやすくする」が40.1%から31.0%に減少し、また、「女性は子供が3歳までは子育てに専念し、それ以降は子育てと仕事を両立」が12.1%から20.7%に増加しています。

女性の回答は「女性は子供が3歳までは子育てに専念し、それ以降は子育てと仕事を両立」が男性とは逆に25.2%から18.1%に減少し、「子育ては女性にも男性にも重要なことだから、男女ともほぼ同じ時間関わる」が18.7%から26.5%に増加しています。

子育てと仕事のあり方



前回調査（平成27年度実施）



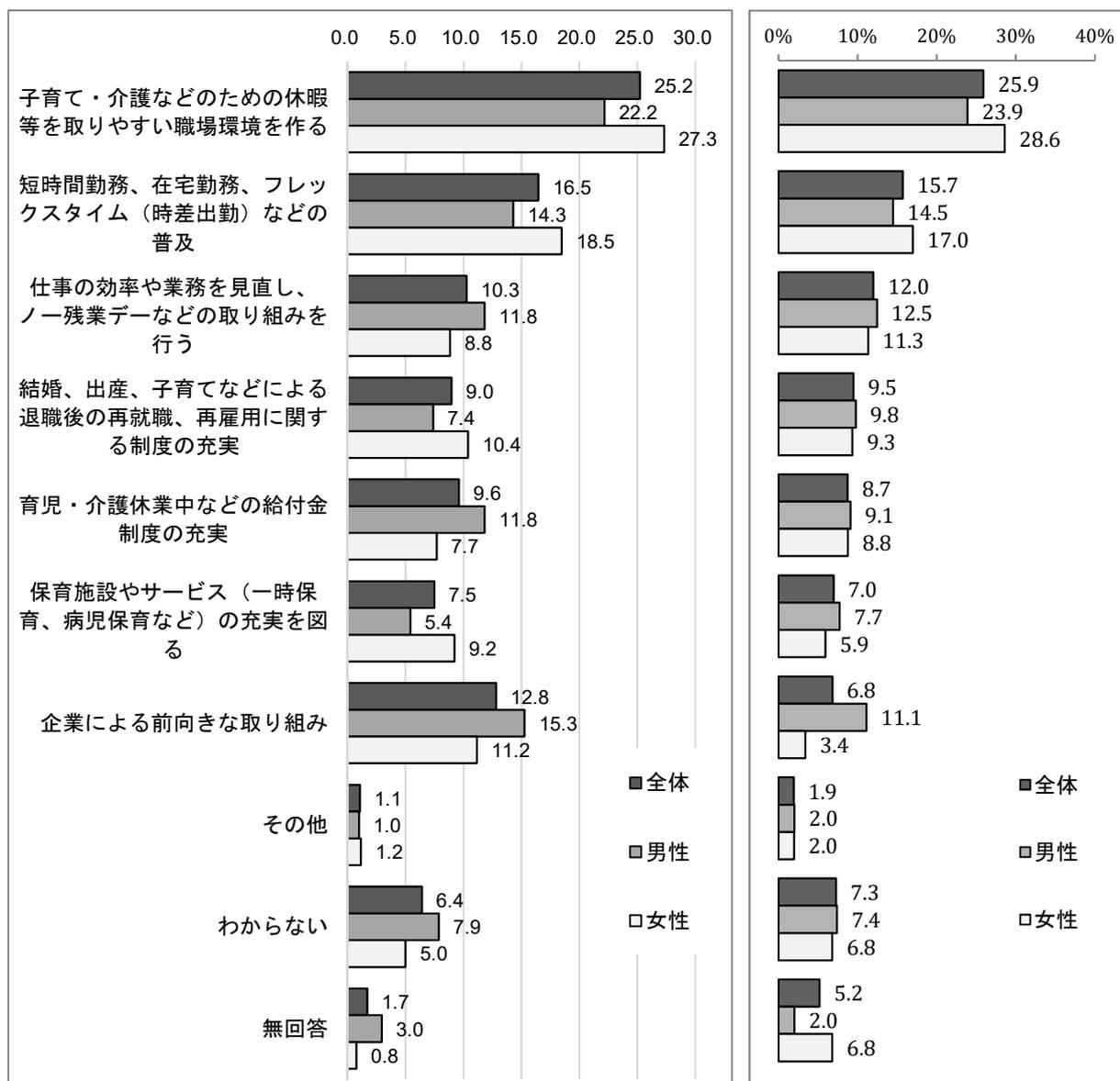
○仕事と生活の調和の実現に必要なこと

全体の回答では「子育て・介護などのための休暇等を取りやすい職場環境を作る」が25.2%、「短時間勤務、在宅勤務、フレックスタイムなどの普及」が16.5%、「企業による前向きな取り組み」が12.8%の順になっています。

- ・ 前回の調査に比べ、企業による前向きな取り組みが必要との回答が6.8%から12.8%に増加しています。

仕事と生活の調和の実現に必要なこと

前回調査（平成27年度実施）



○DVに関する状況

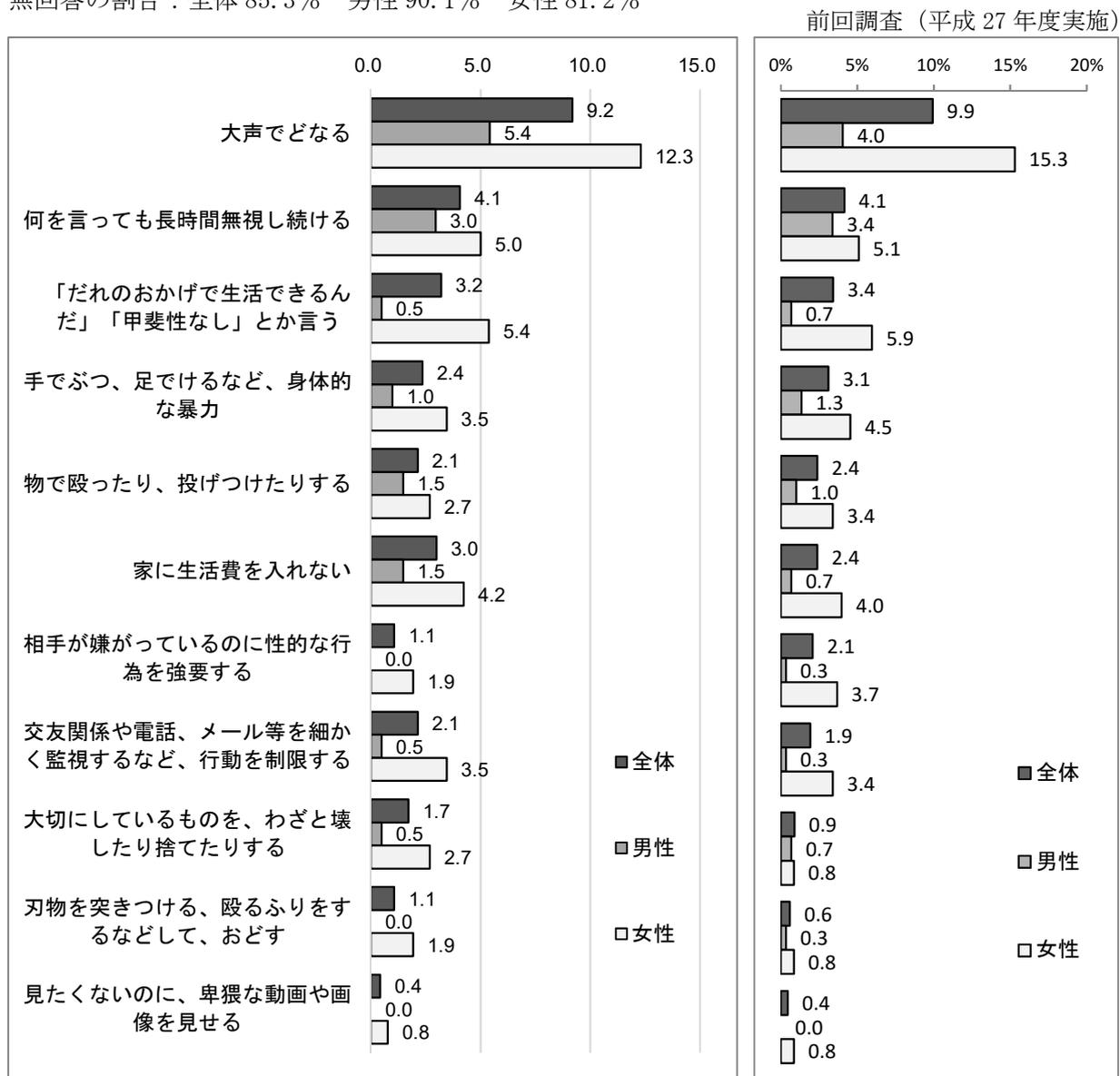
配偶者等からの暴力から何度もされた暴力行為（複数回答）

男性の9.9%、女性の18.8%はDVに相当する暴力を何度も受けたことがあると答えています。

男性の13.3%、女性の22.3%が1・2度受けたことがあると回答しています。

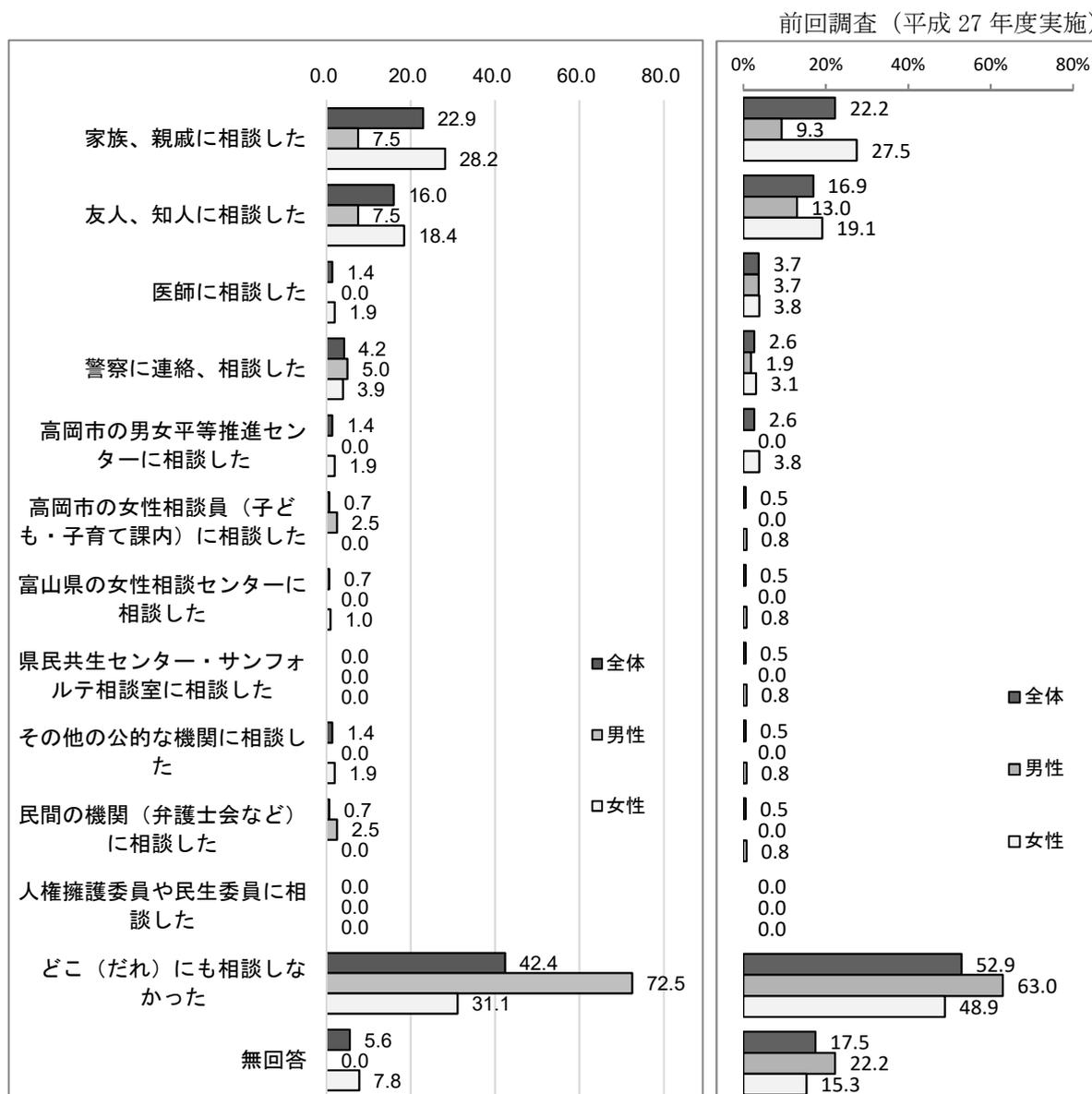
配偶者・パートナー等から何度もされた暴力行為（複数回答）

無回答の割合：全体85.3% 男性90.1% 女性81.2%



DVの相談相手・窓口

暴力を受けた際、どこ（だれ）にも相談しなかったと回答した人の割合は全体の42.4%（女性31.1%、男性72.5%）でした。また、相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思った」26.5%「相談しても無駄だと思った」15.4%「自分にも悪いところがあると思った」15.4%「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけるといった」12.8%の順となっています。

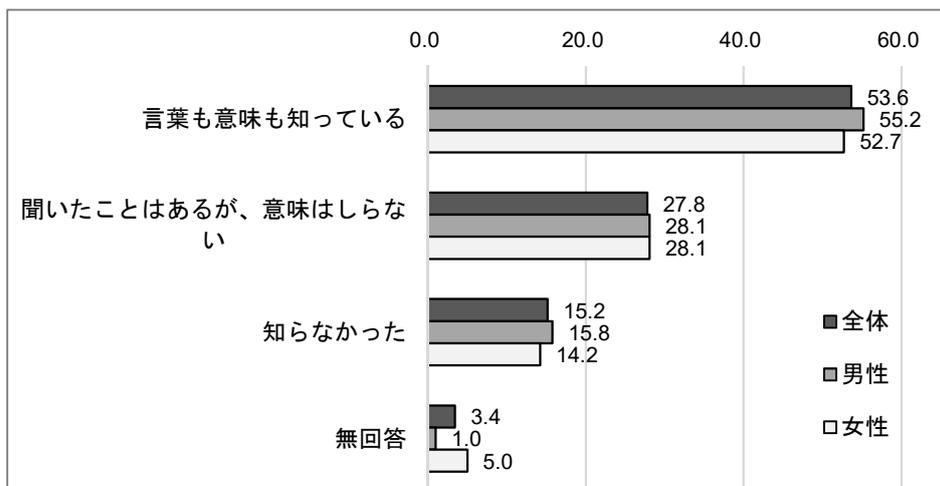


○性的少数者（セクシャル・マイノリティ）

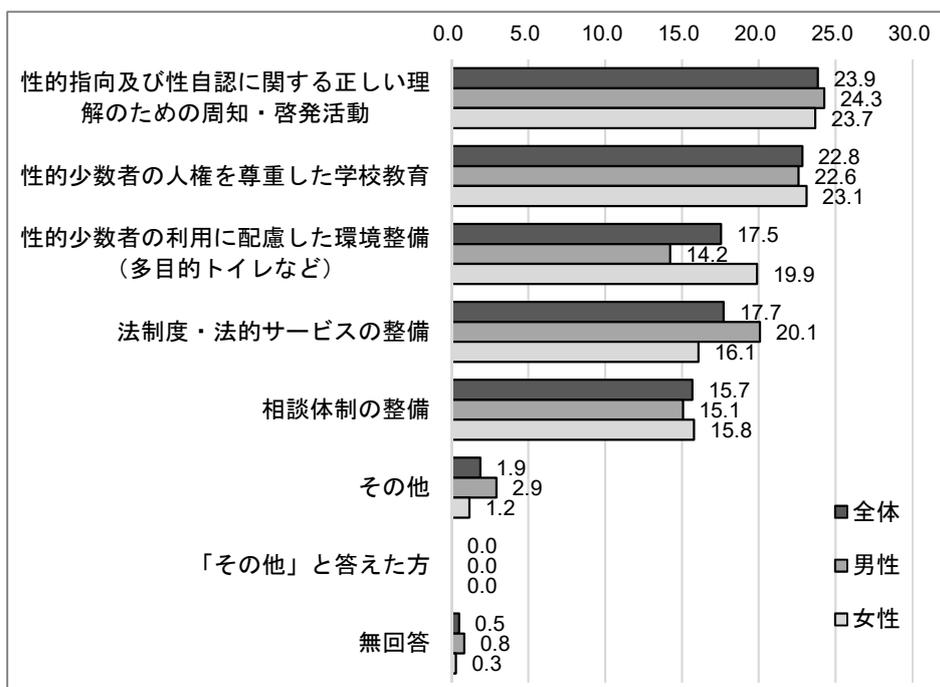
「言葉も意味も知っている」と回答した人が全体の53.6%でした。また「聞いたことはあるが、意味は知らない」「知らなかった」の回答を合わせると全体の43.0%となっています。

- ・性的少数者の人権を守るために必要なことについては、「周知・啓発」(23.9%)、「学校教育」(22.8%)が必要との回答が多い結果となっています。

性的少数者（セクシャル・マイノリティ）の理解



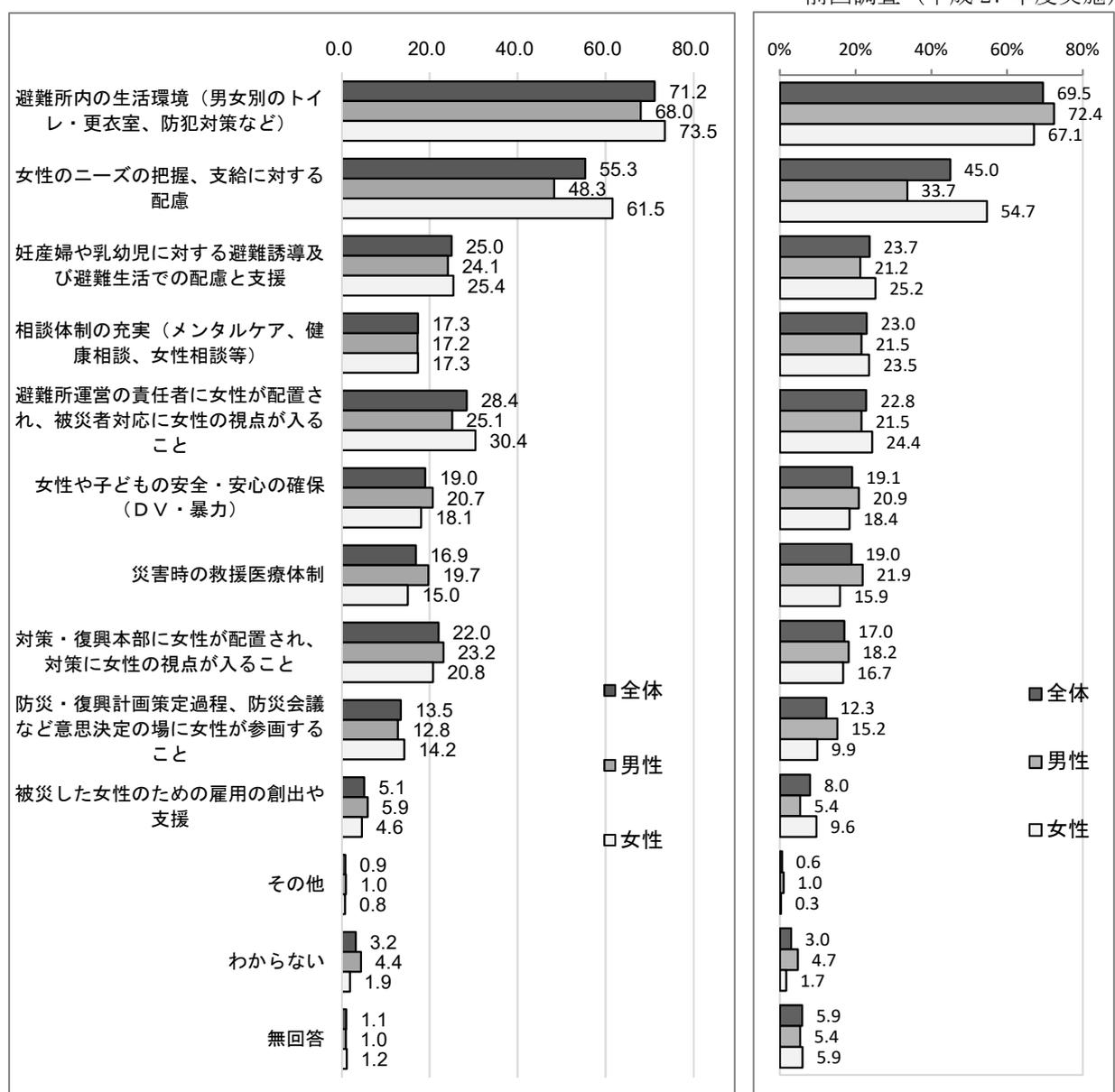
セクシャルマイノリティの人権を守るために必要なこと



○防災・災害復興対策での性別に配慮が必要な取り組み

防災・災害復興対策で男女の性別に配慮して取り組む必要のあることは「避難所内の生活環境（男女別のトイレ・更衣室、防犯対策など）」71.2%、「女性のニーズの把握、支給に対する配慮」55.3%、「避難所運営の責任者に女性が配置され、被災者対応に女性の視点が入ること」28.4%の順となっています。

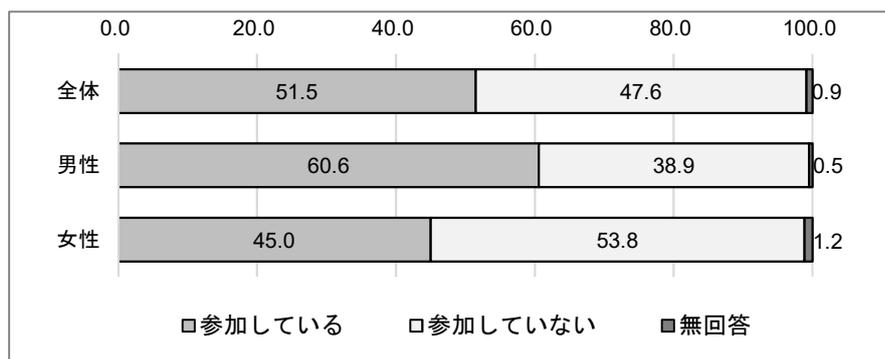
防災・災害復興対策で配慮すること（複数回答）



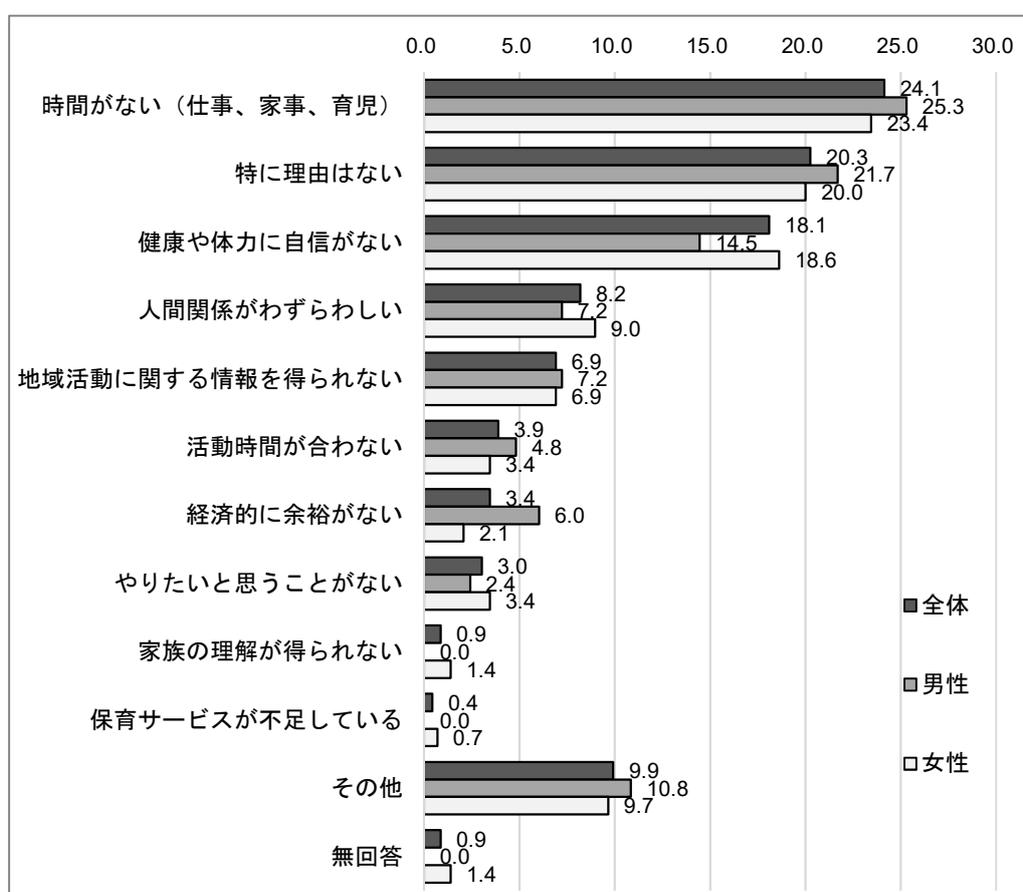
○地域活動・社会参画の状況

地域活動への参加は、男性の60.6%、女性の45.0%が参加していると回答しています。また、参加できない理由として主なものは「時間がない」24.1%、「健康や体力に自信がない」18.1%の割合が高く、そのほか「特に理由はない」と回答する人が20.3%となっています。

地域活動への参加



参加できない理由



○男女平等・共同参画に対する考え

言葉も、内容も概ね知っているという回答した人が多いのは「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「ジェンダー」「セクシャル・ハラスメント」、一方で「高岡市男女平等推進条例」「高岡市男女平等・都市宣言」「高岡市男女平等推進プラン」「高岡市DV対策基本計画」「高岡市男女平等推進センター」は言葉も内容も知らないという回答した人が多くなっています。

男女共同参画に関する言葉の認知度（複数回答）

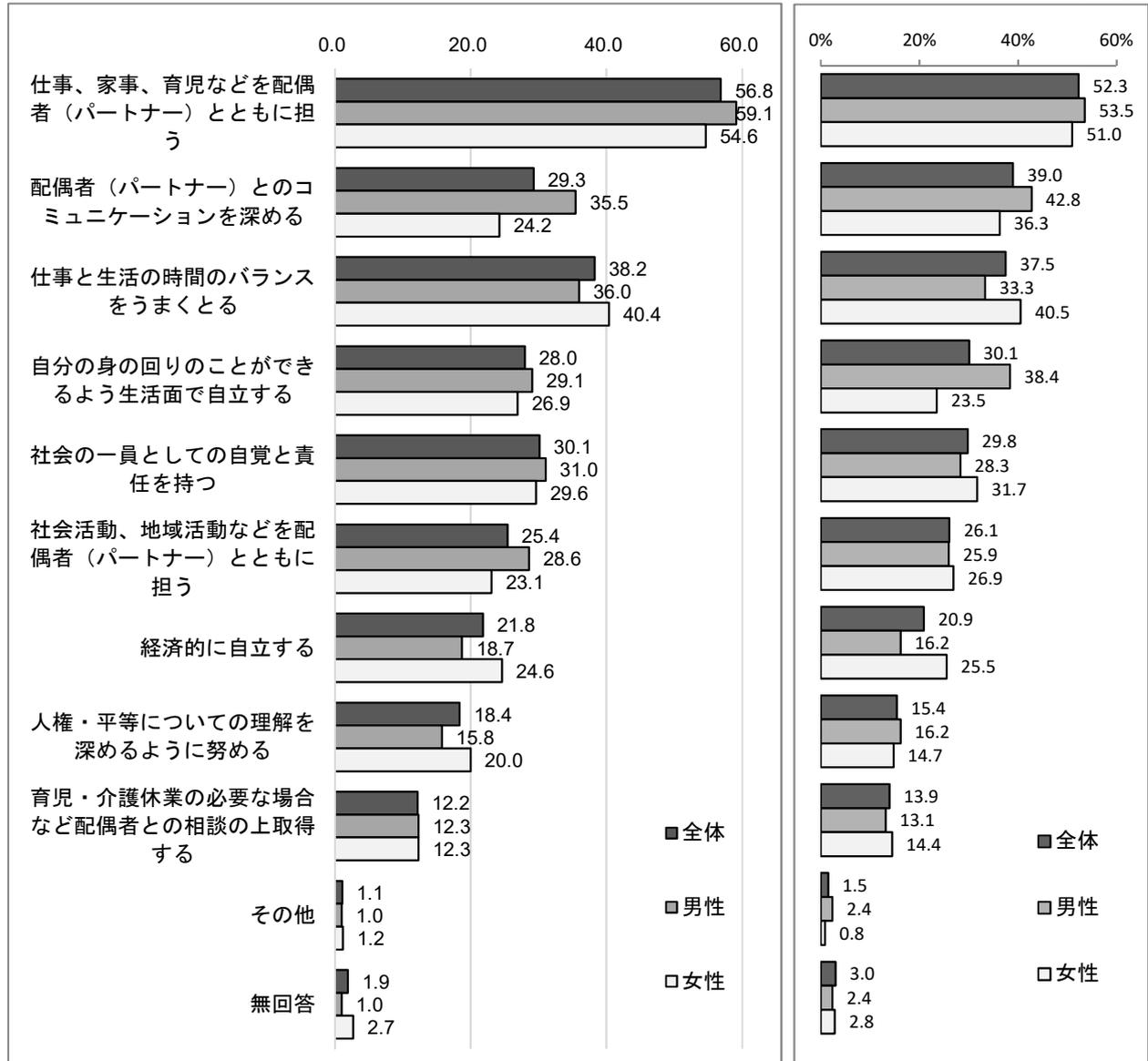


○男女共同参画を推進するために必要なこと（個人）

「仕事、家事、育児などを配偶者（パートナー）とともに担う」56.8%、「仕事と生活の時間のバランスをうまくとる」38.2%、「社会の一員としての自覚と責任を持つ」30.1%の順となっています。

男女共同参画推進のために必要なこと（複数回答）

前回調査（平成27年度実施）

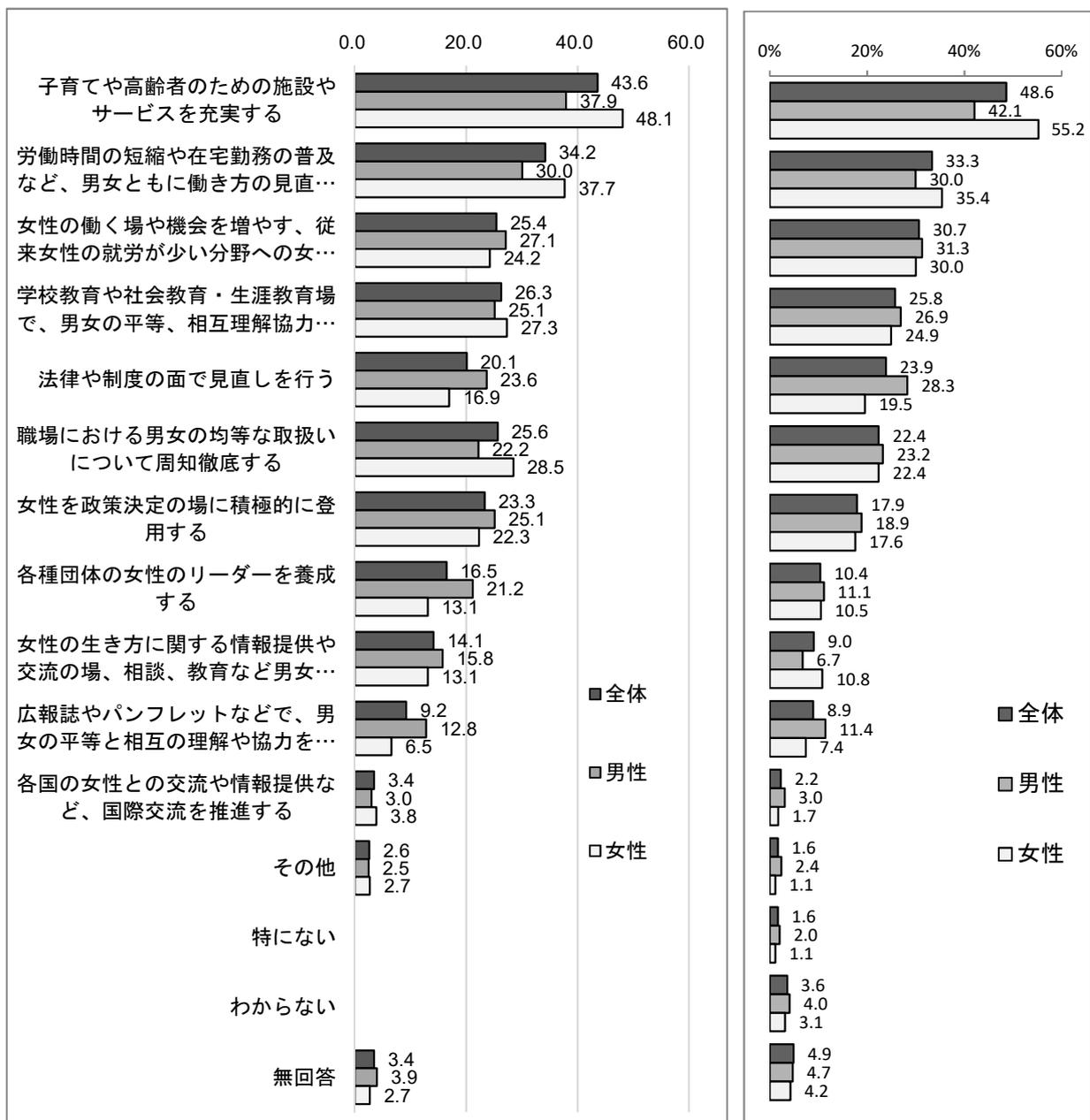


○男女共同参画を推進するために必要なこと（行政）

「子育てや高齢者のための施設やサービスを充実する」43.6%「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など、男女ともに働き方の見直しを進める」34.2%「学校教育や社会教育・生涯教育の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習機会を充実する」26.3%の順に高くなっている。

男女共同参画者樹形成のために行政に求めること（複数回答）

前回調査（平成27年度実施）



6 前期計画期間における成果指標の推進状況

前期事業計画では、16の数値目標を設定しています。

16の成果指標の推進状況を見ますと、現プラン策定時の基準数値を上回っている指標は8項目です。また目標数値に達成した指標は5項目で、着実に推進しています。

その中で、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数や市男性職員の育児休業取得率、市職員一人当たりの年次有給休暇取得日数の目標を達成したことは、近年、働き方の見直しや、ワーク・ライフ・バランスへの市民の皆様の意識の高まりや企業での取り組みの推進の結果と考えられます。

子育て支援センターや男女平等推進センターについては、令和2年度は新型コロナウイルスの影響から利用者が足を運ぶことが困難な状況があり利用者数が減少しています。セミナー等の開催では、オンラインなどを活用した取り組みを進めています。

また、市の審議会等の女性委員比率は目標数値33%に対し、ここ数年29%前後で推移しています。女性委員がいない審議会等の数については、引き続き改善に向けた取り組みや指標の見直しの検討が必要です。

目標数値を設定し、令和3年度までに達成を目指すもの

No.	成果指標	基準数値	目標数値	R2年度数値	推進状況
1	審議会等の女性委員比率	29.0%	33.0%	28.6%	↓
2	女性委員がいない審議会等の数	2委員会	0委員会	3委員会	↓
3	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数	23事業所	(新規) 30事業所	35事業所	↑(達成)
4	市男性職員の育児休業等取得率	8%	20%以上	31.6%	↑(達成)
5	市の職員1人当たりの年次有給休暇取得日数	7.4日	10日以上	10.5日	↑(達成)
6	病児・病後児対応型実施施設数	3施設	4施設	5施設	↑(達成)
7	子育て支援センターの利用者数	22,461人 (H25)	29,000組	8,751組	↓
8	平日の19時までの開所が可能な放課後児童育成クラブの数	2クラブ	10クラブ	2クラブ	→
9	土曜学習の実施校区数	8校区	18校区	17校区	↑

10	関係機関との連携による男女の雇用機会の均等などに関するセミナー等の開催	6回	(新規) 10回	5回	↓
11	粋メンプロジェクトの実施事業数	9事業	(新規) 10事業	6事業	↓
12	子宮がん検診の受診率	25.0%	50.0%	27.6%	↑
13	乳がん検診の受診率	25.5%	50.0%	28.1%	↑
14	男女平等E X P O高岡参加者数	154人	200人	60人	↓
15	男女平等推進センターの利用者数	11,228人	延べ 12,000人	延べ 4,397人	↓
16	男女平等推進センターにおける男性参加率	25.5%	30.0%	36.0%	↑ (達成)

7 前期期間における主な取り組み及び課題

現プランでは、4つの基本目標から11の重点課題、24の施策の方向を掲げ、その課題の解消に向けて85の主要な事業の取り組みに努めています。また、この85の事業の達成を目指す数値目標として16の成果目標を設定しています。

16の成果目標のうち、令和3年4月時点ですでに達成しているものは5項目、目標数値を達成していないものの基準数値を上回っているものは3項目です。

基本目標Ⅰ あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり

(1) 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

現プランでは、審議会・委員会の女性委員比率33%を目標に市内での啓発に取り組んでいます。これまでの取り組みにより女性登用率は増加の傾向にありましたが、最近はやや伸び悩みの状態にあります。これは、審議会等に各界各層の団体から委員が推薦される場合、その団体の代表者が男性である例が多いことなども要因として考えられます。

女性委員比率の一層の向上を図るには、引き続き、適材適所の委員登用に留意しつつ、委員の選出方法を見直すことに加え、活躍する女性人材の情報の管理や提供を行うなど女性登用促進に向けた基盤づくりが必要です。

(2) 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消

これまで、性別による役割分担意識の払拭のため、講座・情報紙等による啓発をはじめとした取り組みを進めてきました。しかし、「男性は仕事を優先し、女性は家庭生活を優先すべき」という考え方は、依然として根強く残っており、本市で実施した男女平等・共同参画に関する意識実態調査での回答でもその傾向が見られました。

男女平等・共同参画社会の実現のため、あらゆる機会をとらえて意識啓発の取り組みを進めていく必要があります。

(3) 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進

少子高齢化社会による地域の活力の衰退が懸念される中、これまでの男性主体となっている地域活動において、今後、女性の参画促進による、男女共同参画の必要性は高まっています。男女平等・共同参画のため、様々な分野で活動する団体が実施する事業への支援、女性リーダーの育成に向けて、今後も引き続き、団体の育成や活動支援に取り組んでいく必要があります。

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

現プランでは、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを進める企業に「ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定し、事業者がその推進に向けた取り組みに積極的に取り組むよう働きかけを行っています。認定事業所数は増加し目標を達成するなか、更なる推進に向けた取り組みとして、事業所と市との連携した取り組みを進める必要があります。

核家族化の進行や女性の社会進出、就労形態の複雑化などにより、様々な保育ニーズがあり、そういったニーズに対応できるよう病児保育事業、休日一時預かり、放課後児童育成クラブの受入態勢の拡充など、多様な保育サービスの整備・充実に取り組んできました。今後は、地域の実情に合わせた体制の確保に努めます。

高齢者、障がい者の介護・自立支援の取り組みでは、施設サービスや地域密着型サービスなどの整備・充実を図るとともに、介護予防事業や生きがい・社会参加支援などに努めてきています。

本市の「第2期高岡市子ども・子育て支援事業計画」「高岡市障がい者基本計画・第6期高岡市障がい者福祉計画・第2期高岡市障がい児福祉計画」「高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画」を策定しており、これらの計画のもと、仕事と育児・介護等を両立できるよう保育サービスや介護・福祉サービスなどの支援策の充実を図る必要があります。

(5) 働く場における女性の活躍支援

関係機関との連携により男女の雇用機会の均等などに関するセミナーを開催するなど、雇用の場における男女平等・共同参画の推進に取り組んできました。また、市役所においても保育職・看護職における男性登用や土木・建築等技術職における女性登用が進んでいます。

今後も、仕事の場における男女平等の視点の促進を図る講座等の開催を行うとともに、市においても、性別にとらわれない職員の登用や、働きやすい職場環境の整備など、市内事業所のけん引役として率先した取り組みが求められます。

(6) 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進

本市では、高岡市男女平等推進センターネットワーク会議において、家事や育児はもとより、介護や地域活動にも積極的な高岡の男性を「粋メン」と命名し、男女の共同意識の促進を図るため、男性の家事や育児への参画を促す講座やイベントを開催してきました。

市男性職員の育児休業取得率は目標数を達成するなど、男性の育休取得の意識は高まりつつあります。今後は「粋メン」の更なる養成と広がりを目指し、実効性の高い講座等を開催することで、男女の相互協力を進めていくことが必要です。

基本目標Ⅲ 個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり

(7) あらゆる人に対する人権の尊重

これまで、市民等を対象とした人権啓発の講演会・講座等の開催、学校教育の場での人権教育の推進などにより、人権尊重意識の醸成に取り組んできました。

また、人権にかかる相談の場として、市民生活相談、弁護士による法律相談、人権擁護委員による相談などの実施のほか、男女平等推進センター相談室において女性弁護士による相談日を設けるなど、人権擁護体制を整備し、人権の尊重に努めています。

また市が実施した意識実態調査では、性的少数者（セクシャル・マイノリティ）に対する理解度が十分ではないことが表れており、多様な全ての人がお互いを思いやり、助け合いながら、個性と能力を発揮していく男女平等・共同参画社会の実現のため、今後も人権尊重を基盤とした啓発や教育を進めていく必要があります。

(8) あらゆる暴力的行為や虐待等の根絶

平成 24 年に男女平等推進センター相談室に配偶者暴力相談支援センターの機能を設置しDV相談体制の充実に努めるなど、被害者の支援に取り組んできました。

全国的にDVの相談件数は増加していますが、高岡市男女平等推進センターへの相談件数は配偶者暴力相談支援センターの機能を備えた平成24年度をピークに落ち着きを見せ、減少傾向にあります。

本市では、「高岡市DV対策基本計画」を策定しており、この計画とあわせ、DVを生み出さない社会の実現のため、DVの根絶に向けた施策を進めていく必要があります。

(9) 国際化社会における理解と交流

高岡市には多くの外国人の方が生活されており、グローバルな視点や異なる文化の理解とそれらを踏まえた協調が進められています。生活情報や申請手続きなどの多言語版の作成やホームページの掲載、生活相談など外国籍市民が地域社会の一員としてともに安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

また、男女平等・共同参画の推進に関する国際的な理解を深めるため、情報の収集、提供等の環境づくりが今後重要になるものと考えられます。

(10) 男女の生涯を通じた健康支援

男女平等・共同参画社会の実現には、男女がお互いの身体的特徴を十分に理解しあい尊重し、生涯にわたって心身の健康を保持・増進していくことが前提となります。

とりわけ女性には妊娠・出産といった特有の健康上の問題に直面することもあり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点からの取り組みも重要です。

基本目標Ⅳ 計画の総合的な推進

(11) プランの総合的推進

本市における男女平等・共同参画施策の拠点となる男女平等推進センターの利用者数は、増加傾向にありましたが、新型コロナウイルスの影響もあり減少しています。意識実態調査によると高岡市男女平等推進センターを知っていると回答した人の割合は41.7%であり5年前の調査に比べ上昇はみられるものの、男女平等・共同参画施策の推進とともに、その拠点施設である男女平等推進センターの周知・利用の促進を広く啓発していく必要があります。

男女平等・共同参画の実現のためには、市が男女平等・共同参画の視点を持って諸施策を推進し、市民・事業者等との連携した、総合的な推進が必要です。

8 後期事業計画策定の視点

「男女平等・共同参画をめぐる国内外の動向」、「目標とする指標の推進状況（前期事業計画）」、「男女平等推進センターの相談室から見える市民ニーズ」、「市民の意識実態調査結果」及び「前期計画期間の成果と課題」を踏まえ、次の視点で後期事業計画を策定します。

（1）施策・方針の決定過程の場での女性登用の促進

本市の人口は現計画策定以前の平成27年には17万4千人であったものが令和7年には16万1千人になると予測されています。また、65歳以上の老年人口の割合は年々増加していることから、人口減少と少子高齢化の状況が今後も拡大していくと予測されます。この状況において多様な分野での女性の参画は、社会の活力を維持し高めるうえで必要不可欠です。

多様な分野で女性が参画できる社会の実現に向けて、市の施策等の方針決定過程に女性の意見を反映するため、市の審議会等の委員として女性の一層の登用を進めることが必要です。それにより女性の参画と男女共同参画に取り組む意識が醸成され、女性が活躍できる社会の基盤がつくられることで、女性だけではなく男性も暮らしやすい男女平等・共同参画社会の実現を目指します。

（2）仕事と生活の調和の推進

働き方改革や休業制度の設置などワーク・ライフ・バランスの実現に向けて官民間問わず取り組みが進められています。その結果、ワーク・ライフ・バランスに対する理解が定着しており、本市で実施するワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定数も目標を達成しています。しかしながら、意識実態調査では、男性の育児休業中の育児参加が乏しい状況や、育児・介護の休業制度の利用ができず、ワーク・ライフ・バランスが実行できない市民が少なくないことが表れています。女性のみならず男性にとっても暮らしやすい男女共同参画社会の実現に向けて、個々の事情に応じた多様な働き方が選択できる社会の実現を目指し、企業との連携、啓発の強化等取り組みの充実を図ります。

（3）地域活動での男女共同参画の推進

人口減少や少子高齢化など社会構造の変化は地域社会にも大きな影響を及ぼしています。地域コミュニティや地域活動における様々な組織の維持や活力の向上に向けて、性別や年代に関わらず、多様な人が参画できることが必要になっています。

市民への意識実態調査では地域活動に関し男性が女性に比べ優遇されているという回答が多く、地域活動における男女共同参画の意識が浸透していないことの現れでもあり、地域組織における女性の登用や女性リーダーの育成、男女がともに参画できる環境の整備が必要です。

また、頻発する大規模災害への備えとして、男女それぞれに配慮した避難所の運営や防災マニュアル等を運用するために、それらの策定に男女がともに関わり意見を取り入れることが必要です。

(4) 全ての人活躍できる社会の構築

性的少数者の方は、その性的指向や性自認を理由に生活や仕事などで困難な状況に置かれている方もいます。市が実施した意識実態調査では、「性的少数者（セクシャル・マイノリティ）」という言葉は81.4%の方が知っているという回答をしています。一方で43.0%の方は、その意味を知らないという回答しており理解が進んでいないことがうかがえます。多様な生き方を認め合い、全ての人が生きやすい、また、活躍できる社会の実現に向けて一層の理解の促進が必要です。

第2章 後期事業計画の内容

第2章 後期事業計画の内容

1 男女平等推進プランの体系

「男女が一緒になって活躍できる社会」を目指して4つの基本目標、11の重点課題、24の施策の方向から取り組みを行います。

基本目標	重点課題	施策の方向
I あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり	1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進	(1) 市の施策・方針決定過程への共同参画の促進
		(2) あらゆる分野での方針決定過程への共同参画の促進
	2 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消	(1) あらゆる場における男女平等・共同参画の視点・気運の醸成や配慮
		(2) 多様な選択を可能にする教育、学習等の充実
	3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進	(1) 市民の参画への支援
		(2) 参画とまちづくりの総合的な連携の推進
(3) 地域防災における男女平等・共同参画の推進		
II 仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり	4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
		(2) 子育て・介護支援の整備・充実
	5 働く場における女性の活躍支援	(1) 新規採用・起業・再就職の支援
		(2) 女性の能力開発・育成の促進
6 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進	(3) 雇用の場における男女平等の視点の促進	
	(1) 男性の家事・育児・介護等への参加促進	
III 個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり	7 あらゆる人に対する人権の尊重	(1) 人権尊重を進める教育・学習の推進
		(2) 人権擁護体制の推進
		(3) 困難な状況にある人に対する支援の整備・充実
	8 あらゆる暴力的行為や虐待等の根絶	(1) 配偶者等からの暴力の防止
		(2) 虐待や迷惑行為の防止
9 国際化社会における理解と交流	(1) 外国籍市民との共生	
(2) 国際的な女性問題等への理解と国際交流の推進		
IV 計画の総合的な推進	11 プランの総合的推進	(1) 健康管理・保持増進のための支援
		(2) 妊娠・出産等に関する健康支援
		(1) 男女平等・共同参画の理解・促進
		(2) 推進体制の充実・強化

2 後期事業の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり

重点課題1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

行政分野をはじめ、社会のあらゆる分野で男女が平等に参画し、多様な意見が反映されるよう取り組みを進めます。

施策の方向	主要な事業	担当部署																	
(1) 市の施策・方針決定過程への共同参画の促進	<p>【1】積極的改善措置（ポジティブアクション）の実施及び各分野で活躍する女性の人材情報を収集、管理し、審議会等委員の候補者を関係課に情報提供する。</p> <p>「高岡市の委員会等の設置及び運営に関する基本方針」に基づき、女性委員の登用促進と女性委員のいない審議会等の解消に努めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>基準数値</th> <th>目標数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 審議会等の女性委員比率</td> <td>28.6% (R3.3)</td> <td>33.0%</td> </tr> <tr> <td>■ 女性委員がいない審議会等の数</td> <td>3委員会 (R3.3)</td> <td>0委員会</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参考指標</th> <th>基準数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 官公庁職員を除いた場合の審議会等の女性委員比率</td> <td>30.2% (R3.3)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 行政委員会の女性委員比率</td> <td>25.0% (R3.4)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 官公庁職員や選挙による選出者を除いた場合の行政委員会の女性委員比率</td> <td>21.9% (R3.3)</td> </tr> </tbody> </table>	成果指標	基準数値	目標数値	■ 審議会等の女性委員比率	28.6% (R3.3)	33.0%	■ 女性委員がいない審議会等の数	3委員会 (R3.3)	0委員会	参考指標	基準数値	<input type="checkbox"/> 官公庁職員を除いた場合の審議会等の女性委員比率	30.2% (R3.3)	<input type="checkbox"/> 行政委員会の女性委員比率	25.0% (R3.4)	<input type="checkbox"/> 官公庁職員や選挙による選出者を除いた場合の行政委員会の女性委員比率	21.9% (R3.3)	男女平等・共同参画課
	成果指標	基準数値	目標数値																
■ 審議会等の女性委員比率	28.6% (R3.3)	33.0%																	
■ 女性委員がいない審議会等の数	3委員会 (R3.3)	0委員会																	
参考指標	基準数値																		
<input type="checkbox"/> 官公庁職員を除いた場合の審議会等の女性委員比率	30.2% (R3.3)																		
<input type="checkbox"/> 行政委員会の女性委員比率	25.0% (R3.4)																		
<input type="checkbox"/> 官公庁職員や選挙による選出者を除いた場合の行政委員会の女性委員比率	21.9% (R3.3)																		
<p>【2】国・県の委員への推薦の際の配慮</p> <p>行政相談委員、人権擁護委員などを国や県に推薦する際には、女性の参画に配慮します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参考指標</th> <th>基準数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 行政相談委員（総務省）の女性比率</td> <td>40.0% (R3.3)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 人権擁護委員（法務省）の女性比率</td> <td>42.9% (R3.3)</td> </tr> </tbody> </table>	参考指標	基準数値	<input type="checkbox"/> 行政相談委員（総務省）の女性比率	40.0% (R3.3)	<input type="checkbox"/> 人権擁護委員（法務省）の女性比率	42.9% (R3.3)	共創まちづくり課												
参考指標	基準数値																		
<input type="checkbox"/> 行政相談委員（総務省）の女性比率	40.0% (R3.3)																		
<input type="checkbox"/> 人権擁護委員（法務省）の女性比率	42.9% (R3.3)																		

	<p>【3】 市政への参画意識の啓発及び共同参画しやすい環境整備</p> <p>まちづくり出前講座などを通じ、市民の市政への参画意識の醸成を図ります。</p> <p>ア まちづくり出前講座の開催</p> <p>イ 主権者としての意識醸成のための選挙啓発</p> <p>ウ 審議会・委員会における委員公募の実施</p> <p>エ 審議会・委員会における資料等の公表</p> <p>オ 市の計画策定時等における市民意見の募集</p>	<p>広報広聴室 総務課（選挙管理委員会） 都市経営課</p>						
	<p>【4】 職員の能力等に応じた適正な職員採用・登用</p> <p>職員採用・登用時には、職員個々の能力、意欲、適性等に十分に配慮し、男女平等な登用を進めます。</p> <table border="1" data-bbox="384 792 1026 992"> <thead> <tr> <th>参考指標</th> <th>基準数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 係長以上の職員の女性比率</td> <td>42.1% (R2.4)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 管理職（課長級）以上の職員の女性比率</td> <td>30.1% (R2.4)</td> </tr> </tbody> </table>	参考指標	基準数値	<input type="checkbox"/> 係長以上の職員の女性比率	42.1% (R2.4)	<input type="checkbox"/> 管理職（課長級）以上の職員の女性比率	30.1% (R2.4)	<p>人事課</p>
参考指標	基準数値							
<input type="checkbox"/> 係長以上の職員の女性比率	42.1% (R2.4)							
<input type="checkbox"/> 管理職（課長級）以上の職員の女性比率	30.1% (R2.4)							
	<p>【5】 適正な管理監督教職員登用についての働きかけ</p> <p>高岡市立学校の管理監督教職員（校長・教頭）については、性別にかかわらず、学校の管理運営について見識と指導力、統率力を有する人の登用を図るよう富山県教育委員会へ働きかけます。</p> <table border="1" data-bbox="384 1317 1026 1503"> <thead> <tr> <th>参考指標</th> <th>基準数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 高岡市立学校の女性校長比率</td> <td>24.3% (R2.4)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 高岡市立学校の女性教頭比率</td> <td>38.1% (R2.4)</td> </tr> </tbody> </table>	参考指標	基準数値	<input type="checkbox"/> 高岡市立学校の女性校長比率	24.3% (R2.4)	<input type="checkbox"/> 高岡市立学校の女性教頭比率	38.1% (R2.4)	<p>学校教育課</p>
参考指標	基準数値							
<input type="checkbox"/> 高岡市立学校の女性校長比率	24.3% (R2.4)							
<input type="checkbox"/> 高岡市立学校の女性教頭比率	38.1% (R2.4)							
<p>(2) あらゆる分野での方針決定過程への共同参画の促進</p>	<p>【6】 事業者への女性登用促進に関する意識啓発</p> <p>企業等において、性別にかかわらず、能力や適性を重視した登用が行われるよう、セミナーの開催や情報提供の充実を図り、啓発に努めます。</p> <p>ア 関係機関との連携による女性登用促進セミナーの開催</p> <p>イ 男女平等推進センターにおける企画講座・展示の実施</p>	<p>男女平等・共同参画課</p>						

	<p>【7】 地域活動組織等への女性登用促進に関する意識啓発</p> <p>自治会やPTAなど、地域活動組織と連携・協力し、男女平等・共同参画をテーマとした出前講座を開催し、女性の参画や女性リーダーの必要性について、理解と周知を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="384 448 1026 813"> <thead> <tr> <th>参考指標</th> <th>基準数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 連合自治会長の女性比率</td> <td>0% (R3.5)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 自治会長の女性比率</td> <td>1.6% (R3.5)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 高岡市立学校のPTA会長の女性比率</td> <td>2.5% (R3.3)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 市立公民館長の女性比率</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table>	参考指標	基準数値	<input type="checkbox"/> 連合自治会長の女性比率	0% (R3.5)	<input type="checkbox"/> 自治会長の女性比率	1.6% (R3.5)	<input type="checkbox"/> 高岡市立学校のPTA会長の女性比率	2.5% (R3.3)	<input type="checkbox"/> 市立公民館長の女性比率	0.0%	男女平等・共同参画課 共創まちづくり課 生涯学習・スポーツ課
参考指標	基準数値											
<input type="checkbox"/> 連合自治会長の女性比率	0% (R3.5)											
<input type="checkbox"/> 自治会長の女性比率	1.6% (R3.5)											
<input type="checkbox"/> 高岡市立学校のPTA会長の女性比率	2.5% (R3.3)											
<input type="checkbox"/> 市立公民館長の女性比率	0.0%											

重点課題2 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消

男性は仕事、女性は家事・育児といった性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女が互いを尊重し協力しあえる関係を築けるよう、引き続き啓発活動等の取り組みを進めます。

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) あらゆる場における男女平等・共同参画の視点・気運の醸成や配慮	<p>【8】 団体活動における共同参画の理解促進</p> <p>民生委員・児童委員、健康づくり推進員、スポーツ推進員、富山県男女共同参画推進員などの団体活動が、男女共同参画の視点を持って取り組まれるよう、理解と周知を図ります。</p>	社会福祉課 健康増進課 生涯学習・スポーツ課 男女平等・共同参画課
	<p>【9】 各種講座・出前講座・情報誌による啓発</p> <p>男女共同参画の視点によって固定的な役割分担意識を見直していくため、男女平等推進センターにおける各種講座や情報誌などを活用し、啓発に努めます。</p> <p>ア 男女共同参画週間企画講座の実施</p> <p>イ 男女平等推進センター企画講座の実施</p> <p>ウ 地域における出前講座の実施</p> <p>エ 男女平等推進プラン情報誌「ありて」の発行</p>	男女平等・共同参画課

	<p>【10】 男女平等・共同参画の視点での事業検討・実施及び適切な表現による情報発信</p> <p>市において事業を実施する際、男女平等・共同参画を妨げる状況がないか、常に検討・配慮を行います。また、市の広報紙をはじめとした配布物及びインターネットからの情報発信について、人権の軽視や固定的な性別役割分担意識につながる表現がないよう留意します。</p>	<p>男女平等・共同参画課 広報広聴室</p>
	<p>【11】 研修機会等を通じての男女の共同参画の理解促進</p> <p>市職員や、保育士など子どもの育成支援に携わる者への研修を通して、男女の共同参画の理解促進に努めます。</p> <p>ア 市職員研修</p> <p>イ 保育士等研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士研修 ・ 学童保育指導員研修 ・ 放課後子ども総合プラン指導者等研修 	<p>人事課 子ども・子育て課 生涯学習・スポーツ課</p>
<p>(2) 多様な選択を可能にする教育、学習等の充実</p>	<p>【12】 児童の一人ひとりの個性に応じた指導の実施</p> <p>幼稚園・学校教育の場において、児童一人ひとりの個性を活かし、多様な選択ができるよう学習や進路の指導を行います。</p>	<p>学校教育課 子ども・子育て課</p>
	<p>【13】 男女平等・共同参画意識の向上を図る研修会等への参加配慮</p> <p>幼稚園・高岡市立学校の教諭の男女平等・共同参画意識の向上を図る研修や学習会への参加に配慮します。</p>	<p>学校教育課 子ども・子育て課</p>
	<p>【14】 インターンシップ・体験学習等の実施</p> <p>インターンシップの推進に取り組み、職場訪問や就業体験の事業所として、児童・生徒・学生を受け入れます。また、高岡市立学校で「ものづくり・デザイン科」の授業を実施し、市の優れた伝統工芸や産業について体験学習を実施します。</p>	<p>人事課 学校教育課 健康増進課 市民病院 上下水道局 消防本部</p>

重点課題3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進

地域の福祉やまちづくりを進めていくうえで、女性も男性も地域活動への参画が進むよう取り組むとともに、男女相互の協力や事業者、市との連携や共創の取り組みにより新たなまちの魅力や価値を創り上げていくことが必要です。

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) 市民の参画 への支援	【15】 団体活動育成・支援 男女平等・共同参画推進のため、グループや市民が自主的に企画・実施する事業に対して支援するとともに、芸術・文化・スポーツ及び伝統産業の振興や育成に携わる団体等が実施する事業に対し支援します。また、地域で活躍する女性リーダー育成の研修を行います。 ア Eネット主催「Eフェスタ」開催支援 イ 市民企画講座に対する支援 ウ 市民の学習に対する支援（学習支援事業） エ 市民団体等が独自に企画する講座への講師協力（男女平等推進センター所長講演等） オ 芸術・文化団体への助成 カ 女性リーダーの育成支援 キ 体育団体への育成助成 ク 伝統産業等団体への助成	男女平等・共同参画課 生涯学習・スポーツ課 産業企画課
	【16】 市民活動相談・情報提供及び講座等の促進 市民活動やNPO設立に関する相談や情報提供及び活動団体等の自立・連携や共創意識の啓発を図る講座・フォーラム等を開催します。 ア 市民活動に関する相談及び情報提供 イ NPO法人設立に関する情報提供等の支援	共創まちづくり課
(2) 参画とまち づくりの総 合的な連携 の推進	【17】 市民等との共創事業の実施 市民・団体・企業等の多様な主体が連携し、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げていくため、市民がより主体的にまちづくりを進めることができるよう、共創の取り組みを行います。	共創まちづくり課

	<p>【18】 市民活動団体の活動情報発信等</p> <p>市民活動団体の活動情報等をポータルサイトなどから発信することで、市民活動の活性化を支援します。</p>	共創まちづくり課
	<p>【19】 市長との対話活動や市政モニター事業、まちづくり出前講座の実施、市民からの手紙やメールへの対応</p> <p>市民の意見や要望を、市政やまちづくりに反映していくため、市長の対話活動や市政モニター事業、まちづくり出前講座を実施するとともに、市民からの手紙やメール等を通じて、市民の意見を聞き市政に反映します。</p> <p>ア 市長の対話活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区別トーク ・ テーマ・分野別トーク（ふれあいトーク） <p>イ まちづくり出前講座</p> <p>ウ 市民からの手紙、メールへの対応</p>	広報広聴室
(3) 地域防災における男女平等・共同参画の推進	<p>【20】 地域における女性防災リーダーの育成促進</p> <p>出前講座や講演会の開催により自主防災組織等における女性の参画を促進し、女性リーダーの育成を図ります。</p>	危機管理室 男女平等・共同参画課
	<p>【21】 男女平等・共同参画の視点からの防災施策の推進</p> <p>防災分野における男女平等・共同参画の視点の必要性について理解を促し、周知啓発を図ります。</p> <p>被災時の避難所運営の際は、男女別のニーズを把握し、男女双方の視点等に配慮した男女の参画体制での管理運営を図ります。</p>	危機管理室 男女平等・共同参画課

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり

重点課題4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

市民、地域、事業者が協力し合い、事業所の規模や業種に関わらず、全ての人々が仕事と生活の調和の取れた、いきいきと暮らすことができる社会を目指し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

施策の方向	主要な事業	担当部署						
(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	【22】 仕事と生活の調和に関する意識啓発 セミナーの開催や情報提供に努め、企業や個人事業所等における仕事と生活の調和についての意識啓発を図ります。	男女平等・共同参画課 商業雇用課						
	【23】 中小事業者への一般事業主行動計画策定の呼びかけ 女性活躍推進法で努力義務とされている、従業員100人以下の企業の一般事業主行動計画について、周知啓発に努め、計画の策定を促します。	男女平等・共同参画課 商業雇用課						
	【24】 ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定 ワーク・ライフ・バランスの取り組みを進める企業を「ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定します。 認定された事業所による事例紹介、啓発セミナーの開催などの機会を設け、市と事業所の連携により他事業所への啓発を図ります。	男女平等・共同参画課 管財契約課						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>基準数値</th> <th>目標数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数</td> <td>35事業所 (R3.3)</td> <td>新規認定累計 30事業所</td> </tr> </tbody> </table>			成果指標	基準数値	目標数値	■ ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数	35事業所 (R3.3)	新規認定累計 30事業所
成果指標	基準数値	目標数値						
■ ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数	35事業所 (R3.3)	新規認定累計 30事業所						

【25】 市における職場での女性活躍の推進

高岡市職員女性活躍推進プログラムに基づき、女性職員の活躍を推進するための取り組みを行います。

- ア 男性の子育て参加の促進
- イ 超過勤務時間の縮減
- ウ 年次休暇の取得促進

成果指標	基準数値	目標数値
■ 市男性職員の育児休業等取得率	31.6% (R3.3)	40%以上
■ 市の職員1人当たりの年次有給休暇取得日数	10.5日 (R3.3)	10日以上

参考指標	基準数値
□ 年間超過勤務時間が360時間以上の市職員数	85人 (R3.3)

人事課

(2)
子育て・介護支援の整備・充実

【26】 教育・保育の一体的提供の推進とサービスの充実

保育園等における保育サービスの充実を図ります。

- ア 認定こども園への移行推進
就学前の教育・保育を一体的に考え、保護者の就労状況に関わらず教育・保育を一体的に提供する認定こども園への移行を推進します。
- イ 多様な保育サービスの充実
保護者が必要とする保育ニーズに応えることができるよう、多様な保育サービスを更に充実させます。
・病児保育事業
・休日一時預かり事業
- ウ 放課後児童クラブの充実
児童数が増えている校区など、利用ニーズが増加している校区を中心に利用者の増加が見込まれることから、小学校の余裕教室等の活用を検討するなどしながら、放課後児童クラブ室の整備を計画的に進めていきます。(整備期間：2年度～6年度)

成果指標	基準数値	目標数値
■ 病児・病後児対応型実施施設数	5施設 (R3.3)	6施設
■ 子育て支援センターの施設数	3施設 (R3.3)	3施設

子ども・子育て課

【27】 地域住民の参加・協力による児童の健全育成活動の実施

地域住民の参加・協力により、ファミリーサポートセンターを運営するとともに放課後児童育成クラブ、放課後子ども教室、土曜学習などにより児童の健全育成活動の充実を図ります。

- ア ファミリー・サポート・センターの運営
- イ 放課後児童育成クラブの実施
- ウ 放課後子ども教室、土曜学習の開設・運営

成果指標	基準数値	目標数値
■放課後児童クラブの受入れ 児童数	1,290人 (R3.3)	1,630人

子ども・子育て課
生涯学習・スポーツ課

【28】 育児不安及び児童・青少年問題への相談対応

乳幼児の保護者（家族）の様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供等を行うため、生後3か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問します。

- ア 生後3か月までの乳児の家庭訪問の実施
- イ 育児相談の実施
- ウ 家庭児童相談の実施
- エ 青少年の悩み事相談の実施
- オ カウンセリング指導員（教員）の配置
- カ スクールカウンセラー（臨床心理士等）の配置
- キ スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）の配置
- ク 子どもと親の相談員の配置
- ケ 心の教室相談員の配置

参考指標	基準数値
<input type="checkbox"/> カウンセリング指導員配置校	5校 (R3.4)
<input type="checkbox"/> スクールカウンセラー配置校	36校 (R3.4)
<input type="checkbox"/> スクールソーシャルワーカー配置校	36校 (R3.4)
<input type="checkbox"/> 子どもと親の相談員配置校	1校 (R3.4)
<input type="checkbox"/> 心の教室相談員の人数	4人 (R3.4)

健康増進課
子ども・子育て課
学校教育課
教育センター

【29】 講座開催時の託児実施

男女平等推進センターが講座を開催する際に、乳幼児を対象とした託児を実施します。

男女平等・共同参画課

【30】 市職員における仕事と子育ての両立支援

市職員子育て支援プログラムに基づき、市職員の子育てと仕事の両立支援の取り組みを行います。

- ア 男性の子育て参加の促進
- イ 超過勤務時間の縮減
- ウ 年次休暇の取得促進

成果指標	基準数値	目標数値
■ 市男性職員の育児休業等取得率（再掲）	31.6% (R3.3)	40%以上
■ 市の職員1人当たりの年次有給休暇取得日数(再掲)	10.5日 (R3.3)	10日以上

参考指標	基準数値
□ 年間超過勤務時間が360時間以上の市職員数(再掲)	85人 (R3.3)

人事課

【31】 高齢者、障がい者の在宅介護サービス等の整備・充実

高齢者や障がい者の訪問介護や訪問入浴等、自宅での家事・介護等の支援サービスの充実に努めます。また、一人暮らし高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域での見守り・声かけを通して、お互いに助け合い支え合える地域づくり取り組むとともに、相談窓口体制の充実を図ります。

- ア ミドルステイの実施
- イ 軽度生活援助サービス（軽作業の支援）の実施
- ウ 障害者相談員の配置
- エ 訪問入浴の実施

高齢介護課
社会福祉課**【32】 介護予防事業の実施**

高齢者の自立と生活機能の向上のため、要介護高齢者のいる家族が、介護の方法や予防等の知識・技術を学ぶ介護予防教室など介護予防事業を実施します。

- ア 高齢者健康づくり教室の開催
- イ 通所型介護予防事業の実施
- ウ 住民主体の介護予防活動の推進

高齢介護課

重点課題5 働く場における女性の活躍支援

女性が生涯を通じて経済的に自立しその能力と個性を十分に発揮できる、暮らしやすい社会が実現できるよう、結婚、出産、育児など様々な理由で離職し再就職を希望する女性や、さらなるキャリアアップを目指す女性に対する支援に取り組みます。

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) 新規採用・起 業・再就職の 支援	【33】 女性の就労に関する情報提供 結婚、出産、育児等で離職した女性の再就職支援、就労に有効な資格取得などに関する情報の収集・提供に努めます。	男女平等・共同参画課 商業雇用課
	【34】 起業者等への支援 起業者や農業従事者への支援を行います。 ア 創業資金の融資あっ旋の実施 イ 創業者への補助の実施 ウ 商店街等での開業支援 エ 女性農業者への支援	産業企画課 商業雇用課 農業水産課
	【35】 企業への啓発活動 企業等に対し、男女が職場において性別による差別を受けないよう労働に関する各種制度の周知を図ります。	男女平等・共同参画課 商業雇用課
(2) 女性の能力 開発・育成の 促進	【36】 事業者への女性活躍推進に関する意識啓発 セミナーの開催や情報提供の充実に努め、企業、個人事業所等における女性活躍推進を図ります。 ア 女性活躍推進に関するセミナーの開催 イ 男女平等推進センターにおける企画講座・展示の実施	商業雇用課 男女平等・共同参画課
	【37】 市職員の専門・実務研修等の実施 市職員の専門・実務研修や事務の分掌は、性別にこだわらずに行い、人材の育成に努めます。	人事課
	【38】 女性の能力開発に関する講座の開催 企業や関係機関と連携し、女性の能力開発に関する講座の開催や情報提供に努めます。	男女平等・共同参画課 商業雇用課

(3) 雇用の場における男女平等の視点の促進	<p>【39】 男女の雇用機会の均等などに関する意識啓発</p> <p>庁内の関係課が連携し、セミナーの開催や情報提供の充実に努め、企業や個人事業所等における男女の雇用機会の均等や、女性の能力開発などについて意識啓発を図ります。</p> <p>ア 男女の雇用機会の均等などに関するセミナーの開催 イ 男女平等推進センターにおける企画講座・展示の実施</p>	商業雇用課 男女平等・共同参画課							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">成果指標</th> <th style="text-align: center;">基準数値</th> <th style="text-align: center;">目標数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 関係機関との連携による男女の雇用機会の均等などに関するセミナー等の開催</td> <td style="text-align: center;">4回 (R3.3)</td> <td style="text-align: center;">新規開催累計 10回</td> </tr> </tbody> </table>	成果指標	基準数値	目標数値	■ 関係機関との連携による男女の雇用機会の均等などに関するセミナー等の開催	4回 (R3.3)	新規開催累計 10回		
	成果指標	基準数値	目標数値						
	■ 関係機関との連携による男女の雇用機会の均等などに関するセミナー等の開催	4回 (R3.3)	新規開催累計 10回						
<p>【40】 家族経営協定の締結の促進</p> <p>農家における家族労働者の労働時間や報酬、休日について取り決める家族経営協定について情報提供を行うなどして、締結を促進します。</p>	農業水産課								
<p>【41】 労働相談及び弁護士相談の実施</p> <p>労働相談や弁護士相談の開催の周知に努めます。</p>	商業雇用課								
(3)	<p>【42】 適切な職員採用・配置及び就業環境についての配慮</p> <p>性別にとらわれず、市職員（非常勤職員等を含む）の採用や配置を行うとともに、働きやすい就業環境について配慮します。</p>	人事課							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">参考指標</th> <th style="text-align: center;">基準数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 市保育職における男性職員数</td> <td style="text-align: center;">7人 (R3.3)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 市看護職における男性職員人数</td> <td style="text-align: center;">32人 (R3.3)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 市土木・建築等技術職における女性職員人数</td> <td style="text-align: center;">15人 (R3.3)</td> </tr> </tbody> </table>	参考指標	基準数値	<input type="checkbox"/> 市保育職における男性職員数	7人 (R3.3)	<input type="checkbox"/> 市看護職における男性職員人数	32人 (R3.3)	<input type="checkbox"/> 市土木・建築等技術職における女性職員人数	15人 (R3.3)
参考指標	基準数値								
<input type="checkbox"/> 市保育職における男性職員数	7人 (R3.3)								
<input type="checkbox"/> 市看護職における男性職員人数	32人 (R3.3)								
<input type="checkbox"/> 市土木・建築等技術職における女性職員人数	15人 (R3.3)								

重点課題6 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進

男女共同参画社会の形成には、家族を構成する男女が協力しあい子育てや介護等に
 あたる必要があります。働き方を見直し、家庭・地域活動へ参加できる環境づくりに
 取り組めます。

施策の方向	主要な事業	担当部署						
(1) 男性の家事・ 育児・介護等 への参加促 進	<p>【43】 粋メンプロジェクト等の推進</p> <p>子育て世代からプラチナ世代（中高年以上）までの幅広い世代の男性を対象に、家事、育児、介護及び仕事と生活の調和等をテーマとした、技術や知識が身につく講座やイベントを開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促します。</p> <p>ア 粋メンプロジェクト事業の実施</p> <p>イ 男性の育児への知識と意識を高める育児講座の開催</p>	男女平等・共同参画課 健康増進課						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>基準数値</th> <th>目標数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 粋メンプロジェクトの実施事業数</td> <td>6事業</td> <td>新規事業累計 10事業</td> </tr> </tbody> </table>		成果指標	基準数値	目標数値	■ 粋メンプロジェクトの実施事業数	6事業	新規事業累計 10事業
	成果指標		基準数値	目標数値				
■ 粋メンプロジェクトの実施事業数	6事業	新規事業累計 10事業						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>参考指標</th> <th>基準数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> パパとママの育児講座への夫婦での参加率</td> <td>100% (R3.3)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 夫は家事や育児に協力してくれていると思う妻の割合</td> <td>90.6% (R3.3)</td> </tr> </tbody> </table>	参考指標	基準数値	<input type="checkbox"/> パパとママの育児講座への夫婦での参加率	100% (R3.3)	<input type="checkbox"/> 夫は家事や育児に協力してくれていると思う妻の割合	90.6% (R3.3)		
参考指標	基準数値							
<input type="checkbox"/> パパとママの育児講座への夫婦での参加率	100% (R3.3)							
<input type="checkbox"/> 夫は家事や育児に協力してくれていると思う妻の割合	90.6% (R3.3)							
	<p>【44】 ボランティア養成・情報発信支援</p> <p>ボランティアの養成・育成講座を開催するとともに、ボランティア情報の発信を支援します。</p>	社会福祉課						
	<p>【45】 男性の子育て目的の休暇等の取得促進・啓発活動</p> <p>父親も母親も子育てに参加できる機会を確保できるよう、特に男性の子育て目的の休暇等の取得が促進されるよう普及啓発活動に努めます。また、市職員についても、イクボス宣言などの取組みを通じて子育てを応援する職場環境づくりに努めます。</p>	人事課 男女平等・共同参画課						

基本目標Ⅲ 個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり

重点課題7 あらゆる人に対する人権の尊重

男女平等・共同参画社会の実現には、男女が互いに思いやりを持ち、助け合い、互いに人権を尊重する意識を高めることが必要です。あらゆるライフステージにおいて、多様な学習機会を提供し、人権尊重意識の醸成に取り組みます。

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) 人権尊重を 進める教育・ 学習の推進	【46】 高岡市立学校における人権教育・福祉活動の推進 高岡市立学校において、人権教育を推進します。また、児童の友愛訪問活動や地域福祉活動への参加・協力の促進を支援します。 ア ジュニア福祉活動員の育成 イ ジュニア福祉活動校の指定	学校教育課
	【47】 人権尊重にかかる研修・学習に対する配慮 保育士及び高岡市立学校の教諭の人権尊重意識の向上を図る研修会への参加に配慮します。 また、介護保険サービス事業者に対し、人権尊重意識の向上を図る研修や学習の必要性について、理解と周知を図ります。	子ども・子育て課 学校教育課 高齢介護課
	【48】 市民等への人権尊重意識の啓発 市民等を対象とした人権に関する講演会・講座等を開催するとともに、チラシ等を配布し、人権尊重意識の啓発に努めます。	共創まちづくり課
	【49】 多様な性・生き方に対する理解の浸透 性の多様なあり方を認識し、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）に対する理解を進めるための啓発を図ります。企業等でも取り込まれるパートナーシップ制度の設置について研究を進めます。	共創まちづくり課 男女平等・共同参画課

(2) 人権擁護体制の推進	【50】 人権教育推進事業協力者会議及び人権擁護連絡会議の開催 人権教育推進事業協力者会議及び人権擁護連絡会議を開催し、庁内及び関係機関との連携の強化を図ります。	共創まちづくり課
	【51】 人権にかかる市民相談及び弁護士による法律相談の実施 市役所や男女平等推進センターにおいて、人権にかかる市民相談や弁護士による法律相談を実施します。	共創まちづくり課 男女平等・共同参画課
	【52】 男女平等問題処理委員会の設置・運営 男女平等問題処理委員会を設置し、人権侵害にかかる苦情の申し出を公平に処理します。	男女平等・共同参画課
(3) 困難な状況にある人に対する支援の整備・充実	【53】 ひとり親家庭への助成等 ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、各種資金の貸付や助成を行います。また、精神的な負担を軽減するため、ひとり親家庭への相談体制の充実に努めます。 ア 福祉資金等貸付事業 イ 医療費助成事業 ウ 女性相談事業 エ 児童扶養手当の支給 オ 母子・父子家庭自立支援給付金の支給	子ども・子育て課
	【54】 高齢者、障がい者の生活環境の整備・充実 高齢者の介護保険施設を整備し、施設サービス及び地域密着型サービスの充実に努めます。また、高齢者、障がい者が生活しやすい住宅改善・整備費の助成を行います。 ア 介護保険施設の整備 イ 住宅改善資金助成 ウ 住宅改善・整備費助成	高齢介護課 社会福祉課
	【55】 高齢者の生きがいと社会参加の促進 高齢者の生きがいと社会参加を促進する事業の実施や支援に努めます。 ア シルバー人材センター運営支援の実施 イ 老人クラブ活動支援の実施	高齢介護課

	<p>【56】 障がい者の就労支援及びスポーツ・レクリエーション・文化活動等社会参加支援</p> <p>障がい者が、自立した生活を営むことができるよう、情報提供等や就労支援に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション・文化活動等、社会参加を支援します。</p> <p>ア 障がい福祉サービスに関する情報提供</p> <p>イ 障がい者の社会参加（スポーツ・レクリエーション・文化活動等）支援</p> <p>ウ 農福連携など他分野に渡る就労形態の就労支援</p>	社会福祉課
	<p>【57】 複合的に困難な状況に置かれた人への理解の促進</p> <p>高齢者や障がい者、外国籍市民であること等による問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、庁内の関係部署の連携により総合的な支援ができるよう取り組みます。</p>	全課 男女平等・共同参画課

重点課題 8 あらゆる暴力的行為や虐待等の根絶

本市では平成 24 年に「高岡市DV対策基本計画」を策定し、DVに対する防止・被害者対応の強化に取り組んでいます。また、児童・高齢者の虐待に対しても「高岡市子ども・子育て支援事業計画」「高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画」のもと取り組みを進めています。DVをはじめとした暴力的行為や児童・高齢者への虐待行為は、犯罪にあたる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、今後も社会全体の問題としてDVや虐待の根絶に取り組めます。

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) 配偶者等からの暴力の防止	<p>【58】 高岡市DV対策基本計画に基づく施策の推進</p> <p>高岡市DV対策基本計画に基づき、DVの防止及び被害者の保護に関する取り組みを行います。</p>	男女平等・共同参画課
	<p>【59】 高岡市DV対策基本計画の進行管理及び進捗状況の公表</p> <p>高岡市DV対策基本計画の推進状況の進行管理を行うとともに、毎年度、実績をホームページ等で公表します。</p>	男女平等・共同参画課

(2) 虐待や迷惑 行為の防止	<p>【60】 児童・高齢者・障がい者虐待の相談の実施及び庁内連携</p> <p>市役所等において、児童・高齢者・障がい者虐待の相談を実施するとともに、庁内外の関係部署が連携し、より一層の予防啓発と被害者支援に努めます。</p> <p>ア 児童虐待相談の実施</p> <p>イ 高齢者虐待相談の実施</p> <p>ウ 障がい者虐待相談の実施</p> <p>エ 要保護児童対策地域協議会、実務者会議及び個別ケース検討会議の開催</p> <p>オ 高齢者虐待防止ネットワーク会議及び地域ケア会議の開催</p> <p>カ 虐待防止・差別解消推進会議の開催</p>	<p>子ども・子育て課</p> <p>高齢介護課</p> <p>社会福祉課</p>
	<p>【61】 市役所におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発及び相談対応</p> <p>職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針により、市職員に対し啓発するとともに、職員からの相談に対応します。</p>	<p>人事課</p>

重点課題9 国際化社会における理解と交流

言葉や文化、習慣が異なる様々な人が同じ地域の一員として、ともに安心して生活し、ともに住みよいまちづくりを考えていくことが必要です。

すべての市民がそれぞれの文化を尊重し、相互理解と相互協力を図ることにより、外国籍市民をはじめ誰もが快適で安心して暮らせる地域社会を構築する取り組みを進めます。

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) 外国籍市民 との共生	<p>【62】 英語等活動講師及び外国語指導助手の配置</p> <p>高岡市立学校に英語等活動講師や外国語指導助手（ALT）を配置します。また、市内在住の外国籍児童・生徒に対して日本語指導及び生活適応指導を行います。</p> <p>ア 英語等活動講師の配置</p>	<p>学校教育課</p>

	<p>イ 外国語指導助手（ALT）の配置</p> <p>ウ 市内在住外国籍児童・生徒に対する日本語指導及び生活適応指導の実施</p>	
	<p>【63】 外国語版ホームページの掲載、外国人の生活相談の実施及び情報提供の充実</p> <p>外国語版ホームページを掲載するなど、各種生活情報や観光情報が得やすい環境づくりに努めます。</p> <p>市民病院において、外国人の患者に対応するため、通訳を配置するとともに、外国語を表記した問診票を使用するなど、外国人が利用しやすい環境を整えます。</p>	<p>多文化共生室</p> <p>広報広聴室</p> <p>市民病院</p> <p>観光交流課</p> <p>健康増進課</p>
	<p>【64】 外国籍市民との交流イベントの開催及び外国語通訳等ボランティアの充実</p> <p>外国籍市民と市民との交流を目的とした国際交流フェスタの開催とともに、外国語の通訳等のボランティアの充実に努めます。</p> <p>ア 国際交流フェスタの開催</p> <p>イ ボランティアの登録</p>	<p>多文化共生室</p>
<p>(2)</p> <p>国際的な女性問題等への理解と国際交流の推進</p>	<p>【65】 国際的な女性問題等への理解促進</p> <p>男女平等・共同参画の推進に関する国際的な理解を深めるため、男女平等推進センターや多文化共生室で情報の収集・提供に努めます。</p>	<p>男女平等・共同参画課</p> <p>多文化共生室</p>
	<p>【66】 姉妹・友好都市及び交流都市との交流</p> <p>姉妹・友好都市などとの親善交流等を実施します。また、交流都市などとの交流活動を促進します。</p> <p>ア 姉妹都市・友好都市（ブラジル・ミランドポリス市、アメリカ・フォートウェーン市、中国・錦州市）などとの親善交流等の実施</p> <p>イ 交流都市（イギリス・ベバリー町、中国・遼陽市）などとの交流活動の促進</p>	<p>多文化共生室</p>

重点課題 10 男女の生涯を通じた健康支援

心身の健康は、人間にとってあらゆる活動の根幹に関わる重要な要素であります。

男女が自分のからだについて正確な情報と知識を持ち、お互いの健康について理解しあい、相手に対する思いやりを持って、生涯にわたって心身の健康な状態を保つことができる社会を目指します。

施策の方向	主要な事業	担当部署								
(1) 健康管理・保 持増進のた めの支援	【67】 特定健康診査及び特定保健指導の実施 特定健康診査を実施し、計画的な保健指導等を行います。	健康増進課 保険年金課								
	【68】 がん検診の実施 がん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療に結びつけることにより、がんによる死亡の減少に努めます。 <table border="1" data-bbox="384 947 1069 1128"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>基準数値</th> <th>目標数値※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 子宮がん検診の受診率</td> <td>27.6% (R3.3)</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>■ 乳がん検診の受診率</td> <td>28.6% (R3.3)</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	成果指標	基準数値	目標数値※	■ 子宮がん検診の受診率	27.6% (R3.3)	50%	■ 乳がん検診の受診率	28.6% (R3.3)	50%
成果指標	基準数値	目標数値※								
■ 子宮がん検診の受診率	27.6% (R3.3)	50%								
■ 乳がん検診の受診率	28.6% (R3.3)	50%								
	【69】 地域がん診療連携拠点病院としての取り組みの実施 包括的がん医療センターを設置し、がん患者会への支援や患者・家族の療養・相談支援体制の整備、外来化学療法の実施、緩和ケア外来・緩和ケア病棟の開設など、がん医療の提供に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ア 専門的ながん医療の提供 イ 緩和ケア、外来化学療法の実施 ウ 地域におけるがん診療連携協力 エ がん患者に対する相談支援及び情報提供 	市民病院								

<p>【70】 健康づくり活動への市民参加促進</p> <p>健康づくりボランティアの活動や各種健康教育事業への市民参加を促進します。</p> <p>ア 各地域での健康教室や歩こう会等の開催、がん予防啓発活動</p> <p>イ 食生活改善や食育の推進、身体活動・運動の推進に関する活動</p> <p>ウ 子育て支援活動</p> <p>エ 各ライフステージにおける健康づくりの正しい知識の普及</p>	健康増進課
<p>【71】 市民の健康増進・体力向上のための場と機会の提供</p> <p>学校体育施設の開放や地域におけるスポーツクラブの設置など、市民の健康増進、体力向上のための場と機会の提供を行います。</p> <p>ア 学校体育施設（体育館・グラウンド）の課業時間外の一般利用開放の実施</p> <p>イ スポーツ・レクリエーション大会、スポーツ大会の開催</p> <p>ウ 総合型スポーツクラブ設立支援</p> <p>エ スポーツ施設の利用提供</p>	生涯学習・スポーツ課
<p>【72】 心身の健康に関する個別相談の実施</p> <p>市民の心身の健康に関する個別相談を実施し、健康管理の支援に努めます。</p> <p>特に、自殺やうつなど心の相談については、県の心の相談センターや厚生センターとの密接な連携を図ります。</p>	健康増進課 高齢介護課 社会福祉課

	<p>【73】 HIV/エイズ、薬物乱用、喫煙等に関する指導・意識啓発</p> <p>高岡市立学校の児童・生徒に対し、発達段階に応じてHIV/エイズ、薬物乱用等に関する指導を行うなど啓発に努めます。</p> <p>また、国や県の発行するポスターやチラシなどにより市民への意識啓発を図ります。</p> <p>たばこと健康に関する正しい知識の普及や喫煙者への禁煙指導に取り組み、市民の健康支援に努めます。</p> <p>市役所や市民病院などの公共施設における分煙・禁煙対策に努めます。</p>	<p>学校教育課 健康増進課 管財契約課 人事課 市民病院</p>						
<p>(2) 妊娠・出産等 に関する健康支援</p>	<p>【74】 妊娠、出産、育児について学ぶ機会の確保</p> <p>保健センターにおいて「パパとママの育児講座」を開催し、夫婦が安全な妊娠、出産、育児について学ぶ機会を確保します。</p> <table border="1" data-bbox="384 862 901 1019"> <thead> <tr> <th>参考指標</th> <th>基準数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> パパとママの育児講座への夫婦での参加率（再掲）</td> <td>100% (R3.3)</td> </tr> </tbody> </table>	参考指標	基準数値	<input type="checkbox"/> パパとママの育児講座への夫婦での参加率（再掲）	100% (R3.3)	<p>健康増進課</p>		
参考指標	基準数値							
<input type="checkbox"/> パパとママの育児講座への夫婦での参加率（再掲）	100% (R3.3)							
	<p>【75】 女性を生涯にわたって診療する体制の確保</p> <p>女性専門外来の実施など、女性を生涯にわたって診療する体制を確保し、女性が自分の健康状態について気軽に相談できるよう努めます。</p> <p>ア 女性専門外来の実施 イ 思春期外来の実施 ウ 不妊外来の実施 エ 乳腺専門外来の実施 オ 助産師外来の実施 カ 看護専門外来の実施</p>	<p>市民病院</p>						
	<p>【76】 妊産婦医療費助成及び不妊治療費助成の実施</p> <p>妊産婦の一部対象疾病に医療費の助成を行います。また、不妊治療に要する経費の一部を助成します。</p> <table border="1" data-bbox="384 1758 949 1937"> <thead> <tr> <th>参考指標</th> <th>令和2年度数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 妊産婦医療費助成受給者数</td> <td>85人 (R3.3)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 不妊治療費助成交付件数</td> <td>361人 (R3.3)</td> </tr> </tbody> </table>	参考指標	令和2年度数値	<input type="checkbox"/> 妊産婦医療費助成受給者数	85人 (R3.3)	<input type="checkbox"/> 不妊治療費助成交付件数	361人 (R3.3)	<p>子ども・子育て課</p>
参考指標	令和2年度数値							
<input type="checkbox"/> 妊産婦医療費助成受給者数	85人 (R3.3)							
<input type="checkbox"/> 不妊治療費助成交付件数	361人 (R3.3)							

	<p>【77】 妊産婦・乳幼児健康支援事業の実施</p> <p>妊産婦や乳幼児の健康を支援するため、健康診査を実施するとともに、健康教室を開催します。</p> <p>ア 乳幼児健康診査の実施</p> <p>イ 母子保健相談・指導</p> <p>ウ 妊産婦・乳児の一般・精密健康診査及び訪問指導の実施</p>	健康増進課
	<p>【78】 こども医療費助成の実施</p> <p>子どもが適正な治療を受けることのできる環境づくりのため、こども医療費の助成を実施します。</p>	子ども・子育て課
	<p>【79】 発達段階に応じた性教育の実施</p> <p>高岡市立学校の児童・生徒に対し発達段階に応じて性教育を行い、性に関する科学的な知識、生命を尊重する態度及び行動について学ぶ機会を確保します。</p>	学校教育課
	<p>【80】 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念等に対する理解の浸透</p> <p>あらゆる世代の女性の性の自己管理、自己決定の尊重を図るため、男女平等推進センターにおいて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念や男女の性に関する情報の収集・提供に取り組みます。</p>	男女平等・共同参画課

基本目標Ⅳ 計画の総合的な推進

重点課題 1 1 プランの総合的推進

男女平等・共同参画の推進施策は、広く行政全般に関わるものであり、庁内各部署、市民、事業者などそれぞれが連携をとって進めていくことが必要です。

計画を広く周知し、男女共同参画の推進に市民意識の醸成を図るとともに、市民等の積極的な実践活動を促進します。

施策の方向	主要な事業	担当部署																
(1) 男女平等・共同参画の理解・促進	<p>【81】 市民等との連携・協力による男女平等推進センター事業の推進</p> <p>講座やイベントの開催に際しては、男女平等推進センターによる企画講座のほか、市民企画講座、学習支援講座など、市民や各団体のニーズを取り入れることとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>基準数値</th> <th>目標数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 男女平等E X P O高岡参加者数</td> <td>60人 (R3.3)</td> <td>200人</td> </tr> </tbody> </table>	成果指標	基準数値	目標数値	■ 男女平等E X P O高岡参加者数	60人 (R3.3)	200人	男女平等・共同参画課										
	成果指標	基準数値	目標数値															
■ 男女平等E X P O高岡参加者数	60人 (R3.3)	200人																
	<p>【82】 男女平等推進センター登録活動団体数や施設利用者の拡大</p> <p>男女平等推進センターの登録活動団体数や施設利用者数の拡大に努めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>基準数値</th> <th>目標数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 男女平等推進センターの利用者数</td> <td>4,397人 (R3.3)</td> <td>12,000人</td> </tr> <tr> <td>■ 男女平等推進センターにおける男性参加率</td> <td>36.0%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>■ 男女平等・共同参画に関する講座等の参加者数</td> <td>195人</td> <td>455人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参考指標</th> <th>基準数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ センター登録活動団体数</td> <td>36団体</td> </tr> </tbody> </table>	成果指標	基準数値	目標数値	■ 男女平等推進センターの利用者数	4,397人 (R3.3)	12,000人	■ 男女平等推進センターにおける男性参加率	36.0%	40%	■ 男女平等・共同参画に関する講座等の参加者数	195人	455人	参考指標	基準数値	□ センター登録活動団体数	36団体	男女平等・共同参画課
成果指標	基準数値	目標数値																
■ 男女平等推進センターの利用者数	4,397人 (R3.3)	12,000人																
■ 男女平等推進センターにおける男性参加率	36.0%	40%																
■ 男女平等・共同参画に関する講座等の参加者数	195人	455人																
参考指標	基準数値																	
□ センター登録活動団体数	36団体																	

	<p>【83】 男女平等推進センター事業におけるアンケート調査の実施</p> <p>男女平等推進センターで実施する講座やイベントの際は参加者へのアンケートを行うことで市民ニーズ等を把握し、今後の事業展開の参考とします。</p>	男女平等・共同参画課
(2) 推進体制の 充実・強化	<p>【84】 プランの進行管理及び進捗状況の公表</p> <p>プランの遂行に当たっては、PDCAサイクルにより達成状況を点検・評価し、その後の取り組みに反映させます。</p> <p>プランの毎年の進捗状況はホームページ等で公表します。</p>	男女平等・共同参画課
	<p>【85】 男女平等推進市民委員会等の開催</p> <p>有識者や市民・各団体の代表で構成する「高岡市男女平等推進市民委員会」を開催し、市における男女平等・共同参画の諸施策について意見を伺います。</p> <p>庁内における男女平等・共同参画施策の推進の連携を図るため、「高岡市男女平等推進庁内連絡会議（幹事会・主任会議）」を開催します。</p> <p>市における男女平等・共同参画に関する普及啓発事業に関する意見交換等の場として「高岡市男女平等推進センターネットワーク会議」を開催します。</p>	男女平等・共同参画課